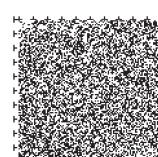


第7期 泉大津市障がい福祉計画

第3期 泉大津市障がい児福祉計画



令和6年3月
泉大津市



目次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
第2章 泉大津市における現状と課題	5
1. 障がい者をとりまく現状	5
2. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の見直し	15
3. アンケート調査結果	26
4. 計画策定にあたっての課題	35
第3章 計画の基本的な考え方	37
1. 基本理念	37
2. 基本方針	37
第4章 計画の目標	41
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	41
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	42
3. 地域生活支援の充実	44
4. 福祉施設から一般就労への移行等	45
5. 障がい児支援の提供体制の整備	47
6. 相談支援体制の充実・強化等	49
7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	51
第5章 障がい福祉サービスの見込み量	52
1. 訪問系サービス	54
2. 日中活動系サービス	59
3. 居住サービス	69
4. 相談支援	72
第6章 障がい児に関するサービス	75
1. 障がい児に関するサービス	75
第7章 地域生活支援事業	81
1. 地域生活支援事業	82
第8章 サービス確保のための方策	89
1. 利用者ニーズに対応した障がい福祉サービス等の提供	89
2. 相談支援体制の充実及び地域生活移行・定着の促進	91
3. 障がい児支援サービスの提供体制の確保	92
4. 地域生活支援事業の実施	92
5. 障がいへの理解促進、啓発	93
6. 障がい福祉サービス等の質の向上	95
第9章 計画の推進体制	96
1. わかりやすい情報提供と障がい福祉制度の普及・啓発	96
2. 連携・協力体制の確保と地域ネットワークの強化	96
3. 計画の点検・評価体制の構築	96
4. 進捗状況の公表	96

資料編	97
1. 泉大津市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員会要綱	97
2. 泉大津市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員会委員名簿	98
3. 泉大津市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定の経緯	98
4. 用語解説	99

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨・背景

我が国の障がい者福祉施策においては、障がいのある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、あらゆる取組が進められてきました。平成30年4月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、障がいのある人自身が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用等を促進するための見直しが行われました。また、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村における障がい児福祉計画の策定が義務付けられています。

泉大津市（以下、「本市」という）においては、平成18年度より、「障がい福祉計画」を策定し、「第6期泉大津市障がい福祉計画」「第2期泉大津市障がい児福祉計画」を策定し、サービス提供基盤の計画的な整備を進めてきました。計画期間の満了を迎えることから、国の動向や、本市における障がい福祉サービスの実情、本市の障がいのある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、「第7期泉大津市障がい福祉計画・第3期泉大津市障がい児福祉計画」（以下、本計画という）を策定します。

2. 計画の位置づけ

（1）根拠法令・関連計画

第7期泉大津市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスが円滑に提供できるよう必要な体制を確保するための方策などを定めた計画です。

第3期泉大津市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障がい児童所支援等が円滑に提供できるよう必要な体制を確保するための方策などを定めた計画です。

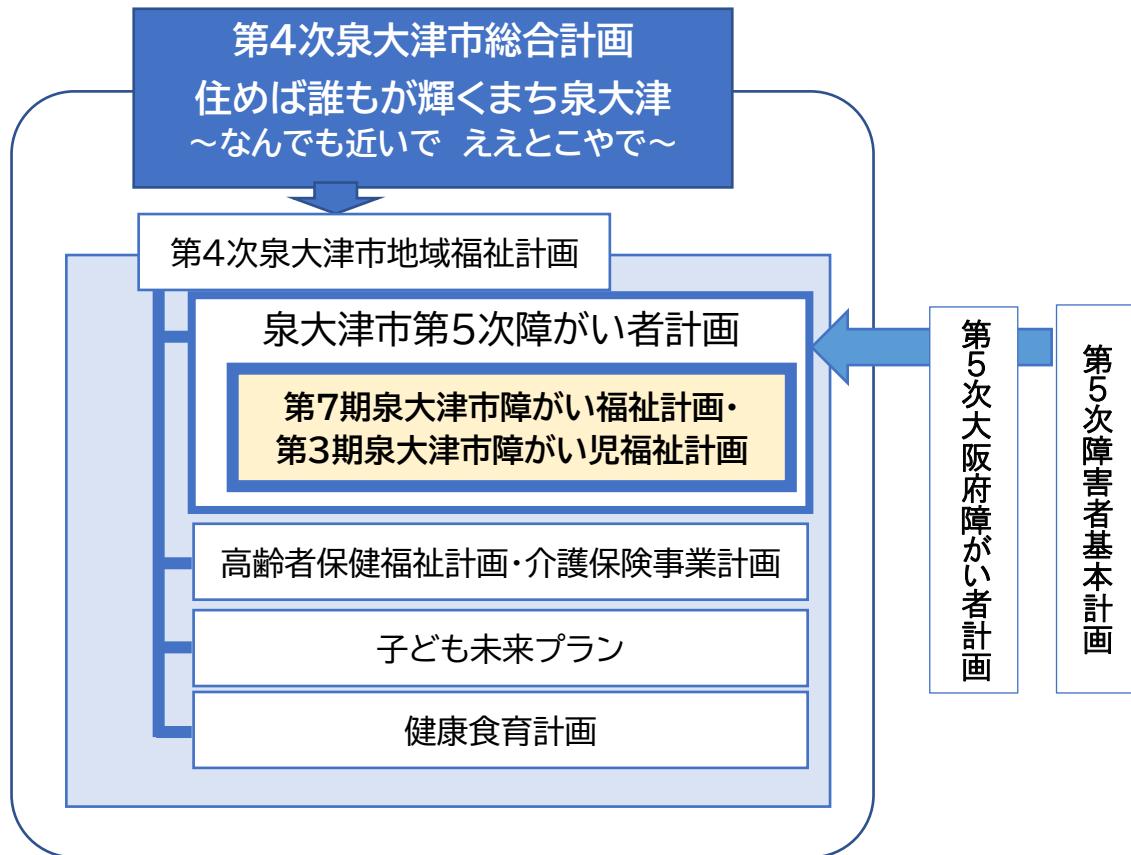
策定にあたっては、障がい者総合支援法第87条第1項に基づく「基本指針」に即すとともに、大阪府が示す「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」を踏まえます。

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
内容	障がい者施策の基本方針について定める計画 中長期的な計画	障がい福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 短期の実施計画的位置づけ	障がい児童所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 短期の実施計画的位置づけ
根拠法	障害者基本法 (第11条3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条20)
国	障害者基本計画(第5次) (R5~9年度)	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針(障害福祉サービス等及び障害児童所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
大阪府	第5次大阪府障がい者計画 (R3~8年度)	第7期大阪府障がい福祉計画・第3期大阪府障がい児福祉計画(R6~8年度)	
泉大津市	泉大津市第5次障がい者計画 (R5~11年度)	第7期障がい福祉計画 (R6~8年度)	第3期障がい児福祉計画 (R6~8年度)

(2)関連計画

本計画は国の「第5次障がい者基本計画」や大阪府の「第5次大阪府障がい者計画」に基づくとともに、本市の最上位計画であり、まちづくりの基本方針である「第4次泉大津市総合計画」と整合を図ります。

そして、本市における障がい者施策の総合的な方針である「泉大津市第5次障がい者計画」をはじめとした各関連計画との整合・調整を図り、計画を策定します。



3. 計画の期間

泉大津市第5次障がい者計画は、令和5年度から令和 11 年度までの7年間、第7期泉大津市障がい福祉計画と第3期泉大津市障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年		
総合計画	第4次泉大津市総合計画(平成 27 年～)													
障がい者 計画	泉大津市第4次障がい者計画 (平成 25 年～)				泉大津市第5次障がい者計画									
障がい福祉 計画	第5期		第6期			第7期 障がい福祉計画			第8期					
障がい児 福祉計画	第1期		第2期			第3期 障がい児福祉計画			第4期					

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民の参画を得るとともに、市民のニーズを把握・反映させるために、次のような機会を設定します。(一部令和4年度に実施済)

(1)アンケート調査

障がい者手帳所持者や、障がい児の福祉サービス（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用している児童、障がい福祉サービスを実施している事業所、市内の企業、大阪府民を対象としてアンケート調査を令和4年に実施しました。

①障がいのある人への調査

調査対象	泉大津市内にお住まいの 18~69 歳の障がい者手帳所持者から無作為抽出		
配布数	1,660 名		
調査方法	郵送配布・回収		
調査期間	令和4年7月 28 日～8月 15 日		
調査票回収数	766 件	回収率	46.1%

②障がいのある児童への調査

調査対象	泉大津市内にお住まいの 18 歳未満の障がい者手帳所持者及びサービス利用者		
配布数	290 名		
調査方法	郵送配布・回収		
調査期間	令和4年7月 28 日～8月 15 日		
調査票回収数	128 件	回収率	44.1%

③障がい福祉サービス事業所への調査

調査対象	泉大津市内の障がい福祉サービス事業所		
配布数	55 事業者		
調査方法	郵送配布・回収		
調査期間	令和4年7月 28 日～8月 15 日		
調査票回収数	36 件	回収率	65.5%

④企業への調査

調査対象	泉大津市内の企業・事業所		
配布数	500 企業		
調査方法	郵送配布・回収		
調査期間	令和4年7月 28 日～8月 15 日		
調査票回収数	160 件	回収率	32.0%

⑤大阪府民へのインターネット調査

調査対象	大阪府在住の 20~69 歳男女		
調査方法	インターネット調査		
調査期間	令和4年7月 28 日～8月 15 日		
調査票回収数	1,054 件（うち泉大津市在住者 287 件）		

(2)ヒアリングの実施

市内の各種障がい福祉団体及び事業所を対象に障がい者施策に関する意見・提言等の聴取を令和4年に実施しました。

調査対象	泉大津市内のサービス提供事業所	泉大津市内の障がい者関係団体
調査数	17 事業所	6団体
調査方法	面接調査法	
調査期間	令和4年9月～10月	

(3)策定委員会の実施

計画策定にあたっては、下記の委員で構成された「泉大津市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容等について検討します。

策定委員
● 障がい福祉サービスを利用する障がいのある人 ● 社会福祉に関する活動を行う団体等から推薦された者 ● 学識経験を有する者 ● 公募された市民

(4)パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、広く市民の意見を聞くために、パブリックコメント^{※13}を実施します。

第2章 泉大津市における現状と課題

1. 障がい者をとりまく現状

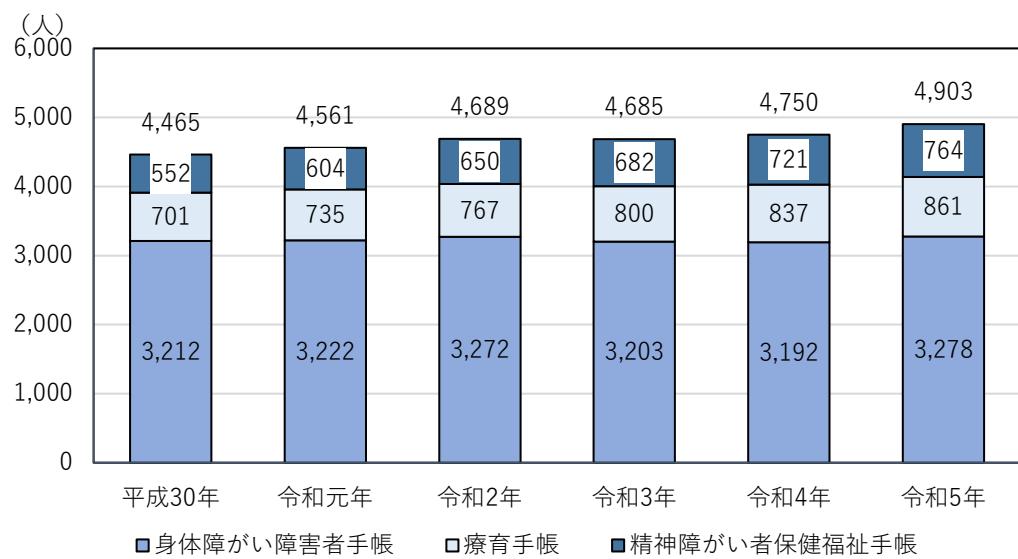
(1) 手帳所持者の推移

人口全体に占める各障がい者の比率の推移を平成30(2018)年から令和5(2023)年の6年間でみると、身体障がい者手帳所持者は微増減を繰り返していますが、療育手帳と精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、増加を続けています。

【障がい者(手帳所持者)数の推移】

年次	人口	総数	身体障がい者 手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳
平成30年 (2018)	75,191人 100.0%	4,465人 5.9%	3,212人 4.3%	701人 0.9%	552人 0.7%
令和元年 (2019)	74,759人 100.0%	4,561人 6.1%	3,222人 4.3%	735人 1.0%	604人 0.8%
令和2年 (2020)	74,490人 100.0%	4,689人 6.3%	3,272人 4.4%	767人 1.0%	650人 0.9%
令和3年 (2021)	74,248人 100.0%	4,685人 6.3%	3,203人 4.3%	800人 1.1%	682人 0.9%
令和4年 (2022)	73,635人 100.0%	4,750人 6.5%	3,192人 4.3%	837人 1.1%	721人 1.0%
令和5年 (2023)	73,240人 100.0%	4,903人 6.7%	3,278人 4.5%	861人 1.0%	764人 1.0%

注:人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口



(2)身体障がい者数の推移

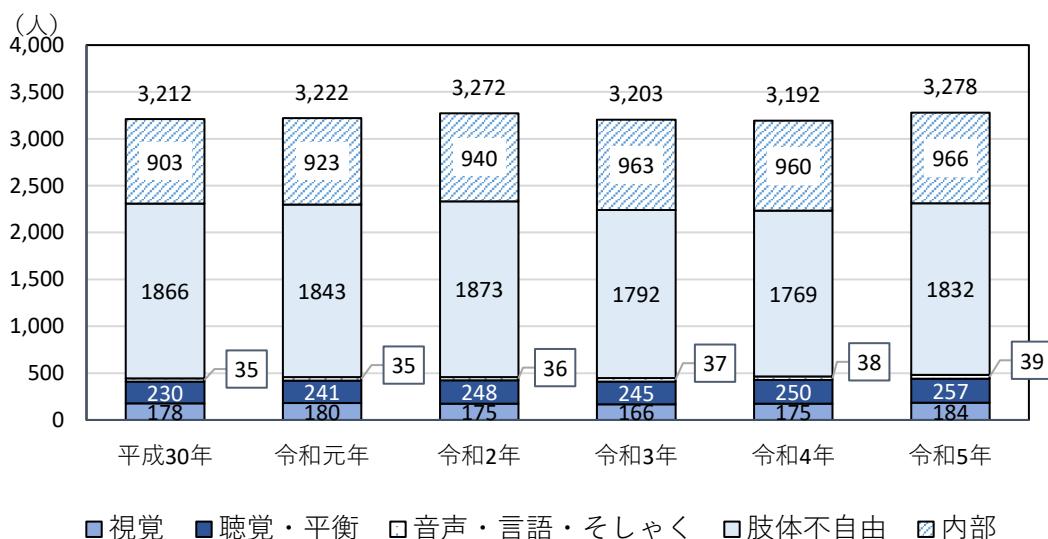
①障がい部位別の推移

令和5(2023)年3月現在、身体障がい者の障がい部位別手帳所持者数は「肢体不自由」が最も多く、1,832人(55.9%)となっており、次いで「内部障がい」が966人(29.5%)となっています。この6年間は、障がい部位別手帳所持者数の割合に大きな変化はみられません。

【身体障がい者・障がい部位別手帳所持者数】

年次		視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部	計
平成30年 (2018)	手帳所持者数	178人	230人	35人	1,866人	903人	3,212人
	構成比	5.5%	7.2%	1.1%	58.1%	28.1%	100.0%
令和元年 (2019)	手帳所持者数	180人	241人	35人	1,843人	923人	3,222人
	構成比	5.6%	7.5%	1.1%	57.2%	28.6%	100.0%
令和2年 (2020)	手帳所持者数	175人	248人	36人	1,873人	940人	3,272人
	構成比	5.3%	7.6%	1.1%	57.2%	28.7%	100.0%
令和3年 (2021)	手帳所持者数	166人	245人	37人	1,792人	963人	3,203人
	構成比	5.2%	7.6%	1.2%	55.9%	30.1%	100.0%
令和4年 (2022)	手帳所持者数	175人	250人	38人	1,769人	960人	3,192人
	構成比	5.5%	7.8%	1.2%	55.4%	30.1%	100.0%
令和5年 (2023)	手帳所持者数	184人	257人	39人	1,832人	966人	3,278人
	構成比	5.6%	7.8%	1.2%	55.9%	29.5%	100.0%

注:人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口



■視覚 ■聴覚・平衡 □音声・言語・そしゃく □肢体不自由 □内部

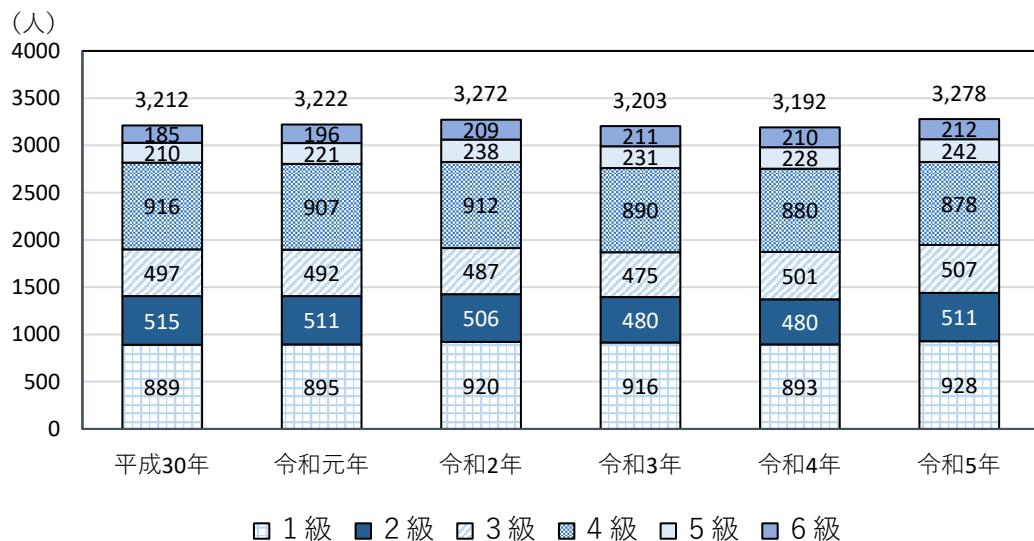
②等級別の推移

令和5(2023)年3月現在、身体障がい者の等級は「1級」が最も多く928人(28.3%)となっており、次いで「4級」が878人(26.8%)となっています。また、「4級」の割合は減少傾向となっています。

【身体障がい者・障がい等級別手帳所持者数】

年次		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成30年 (2018)	手帳所持者数	889人	515人	497人	916人	210人	185人	3,212人
	構成比	27.7%	16.0%	15.5%	28.5%	6.5%	5.8%	0.7%
令和元年 (2019)	手帳所持者数	895人	511人	492人	907人	221人	196人	3,222人
	構成比	27.8%	15.9%	15.3%	28.2%	6.9%	6.1%	0.8%
令和2年 (2020)	手帳所持者数	920人	506人	487人	912人	238人	209人	3,272人
	構成比	28.1%	15.5%	14.9%	27.9%	7.3%	6.4%	0.9%
令和3年 (2021)	手帳所持者数	916人	480人	475人	890人	231人	211人	3,203人
	構成比	28.6%	15.0%	14.8%	27.8%	7.2%	6.6%	0.9%
令和4年 (2022)	手帳所持者数	893人	480人	501人	880人	228人	210人	3,192人
	構成比	28.0%	15.0%	15.7%	27.6%	7.1%	6.6%	1.0%
令和5年 (2023)	手帳所持者数	928人	511人	507人	878人	242人	212人	3,278人
	構成比	28.3%	15.6%	15.5%	26.8%	7.4%	6.5%	1.0%

注:人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口



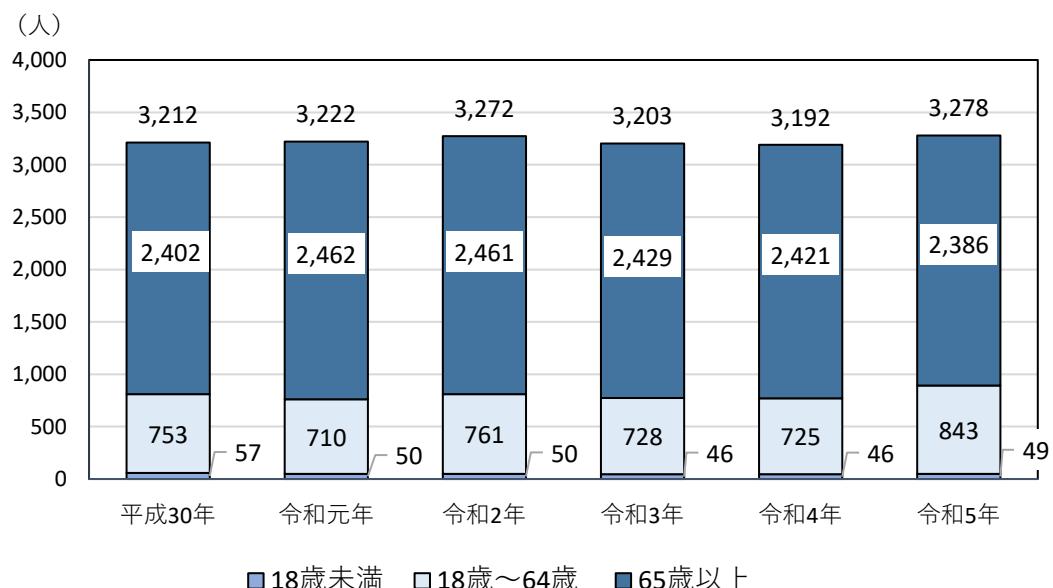
③年齢別の推移

令和5(2023)年3月現在、身体障がい者のうち「65歳以上」が最も多く、2,386人(72.8%)となっており、次いで「18~64歳」が843人(25.7%)となっています。令和5年においては、18~64歳の人が占める割合が増加しています。

【身体障がい者・年齢階層別手帳所持者数】

年次		18歳未満	18~64歳	65歳以上	計
平成30年 (2018)	手帳所持者数	57人	753人	2,402人	3,212人
	構成比	1.8%	23.4%	74.8%	100.0%
令和元年 (2019)	手帳所持者数	50人	710人	2,462人	3,222人
	構成比	1.6%	22.0%	76.4%	100.0%
令和2年 (2020)	手帳所持者数	50人	761人	2,461人	3,272人
	構成比	1.5%	23.3%	75.2%	100.0%
令和3年 (2021)	手帳所持者数	46人	728人	2,429人	3,203人
	構成比	1.4%	22.7%	75.8%	100.0%
令和4年 (2022)	手帳所持者数	46人	725人	2,421人	3,192人
	構成比	1.4%	22.7%	75.8%	100.0%
令和5年 (2023)	手帳所持者数	49人	843人	2,386人	3,278人
	構成比	1.5%	25.7%	72.8%	100.0%

注:人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口



(3) 知的障がい者数の推移

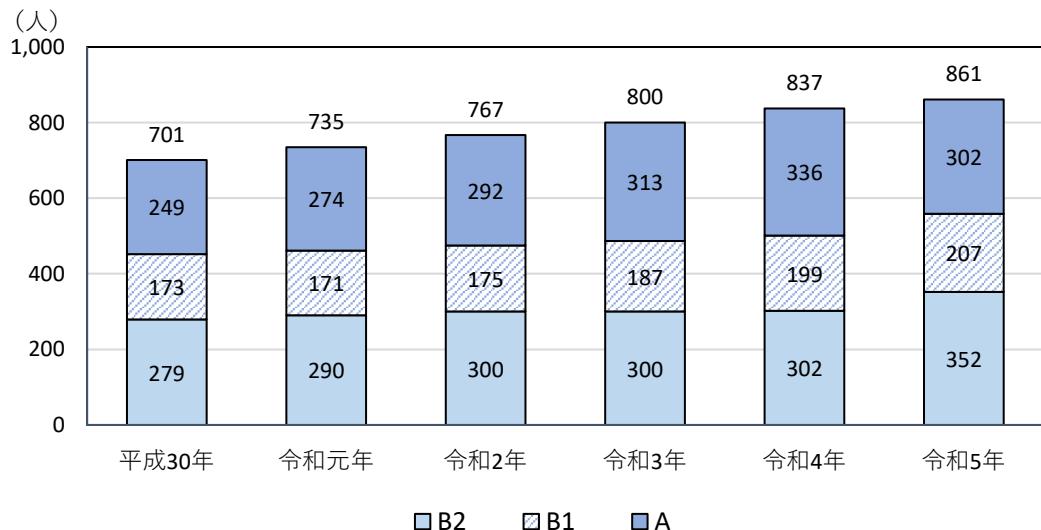
① 障がい程度別の推移

令和5(2023)年3月現在、知的障がい者についてみると、「B2」が最も多く352人(40.9%)となっており、次いで「A」が302人(35.1%)となっています。「B2」の手帳所持者数が増加傾向で、「A」と「B1」は6年間で微増減がみられますが平成30(2018)年よりも増加しています。

【知的障がい者・障がい程度別手帳所持者数】

年次		A	B1	B2	計
平成30年 (2018)	手帳所持者数	249人	173人	279人	701人
	構成比	35.5%	24.7%	39.8%	100.0%
令和元年 (2019)	手帳所持者数	274人	171人	290人	735人
	構成比	37.3%	23.3%	39.5%	100.0%
令和2年 (2020)	手帳所持者数	292人	175人	300人	767人
	構成比	38.1%	22.8%	39.1%	100.0%
令和3年 (2021)	手帳所持者数	313人	187人	300人	800人
	構成比	39.1%	23.4%	37.5%	100.0%
令和4年 (2022)	手帳所持者数	336人	199人	302人	837人
	構成比	40.1%	23.8%	36.1%	100.0%
令和5年 (2023)	手帳所持者数	302人	207人	352人	861人
	構成比	35.1%	24.0%	40.9%	100.0%

注:人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口



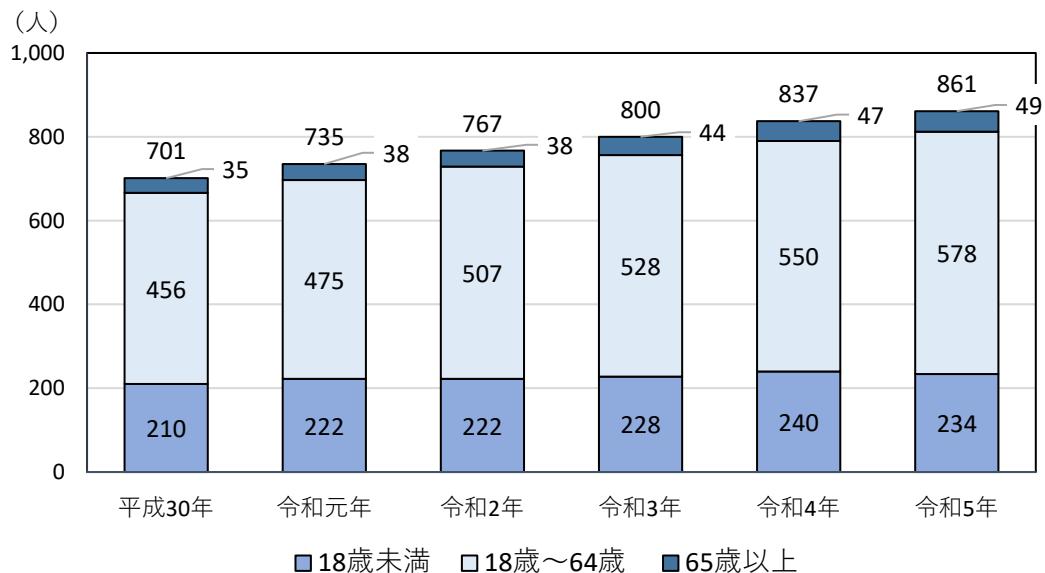
②年齢別の推移

令和5(2023)年3月現在、知的障がい者については「18~64歳」が578人(67.1%)と最も多く、次いで「18歳未満」が234人(27.2%)となっています。「18~64歳」と「65歳以上」の手帳所持者数は増加傾向で、特に「18~64歳」は平成30(2018)年から令和5(2023)年の6年間で122人増加しています。

【知的障がい者・年齢階層別手帳所持者数】

年次		18歳未満	18~64歳	65歳以上	計
平成30年 (2018)	手帳所持者数	210人	456人	35人	701人
	構成比	30.0%	65.0%	5.0%	100.0%
令和元年 (2019)	手帳所持者数	222人	475人	38人	735人
	構成比	30.2%	64.6%	5.2%	100.0%
令和2年 (2020)	手帳所持者数	222人	507人	38人	767人
	構成比	28.9%	66.1%	5.0%	100.0%
令和3年 (2021)	手帳所持者数	228人	528人	44人	800人
	構成比	28.5%	66.0%	5.5%	100.0%
令和4年 (2022)	手帳所持者数	240人	550人	47人	837人
	構成比	28.7%	65.7%	5.6%	100.0%
令和5年 (2023)	手帳所持者数	234人	578人	49人	861人
	構成比	27.2%	67.1%	5.7%	100.0%

注:人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口



(4)精神障がい者数の推移

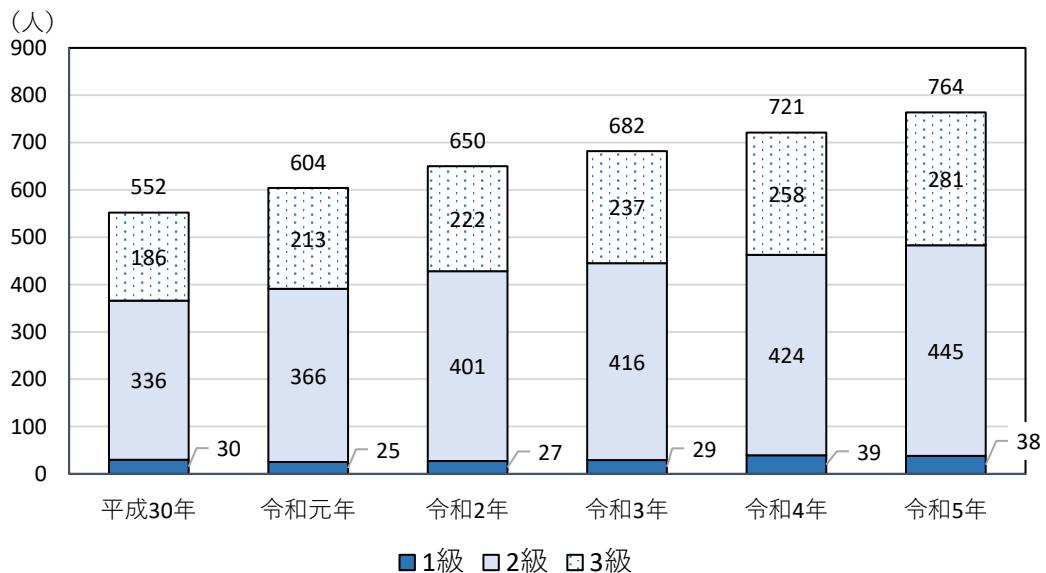
①等級別の推移

令和5(2023)年3月現在、精神障がい者についてみると、「2級」が最も多く445人(58.2%)となっており、次いで「3級」が281人(36.8%)となっています。「2級」と「3級」の手帳所持者数が増加傾向となっています。

【精神障がい者・障がい等級別手帳所持者数】

年次		1級	2級	3級	計
平成30年 (2018)	手帳所持者数	30人	336人	186人	552人
	構成比	5.4%	60.9%	33.7%	100.0%
令和元年 (2019)	手帳所持者数	25人	366人	213人	604人
	構成比	4.1%	60.6%	35.3%	100.0%
令和2年 (2020)	手帳所持者数	27人	401人	222人	650人
	構成比	4.2%	61.7%	34.2%	100.0%
令和3年 (2021)	手帳所持者数	29人	416人	237人	682人
	構成比	4.3%	61.0%	34.8%	100.0%
令和4年 (2022)	手帳所持者数	39人	424人	258人	721人
	構成比	5.4%	58.8%	35.8%	100.0%
令和5年 (2023)	手帳所持者数	38人	445人	281人	764人
	構成比	5.0%	58.2%	36.8%	100.0%

注:人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口



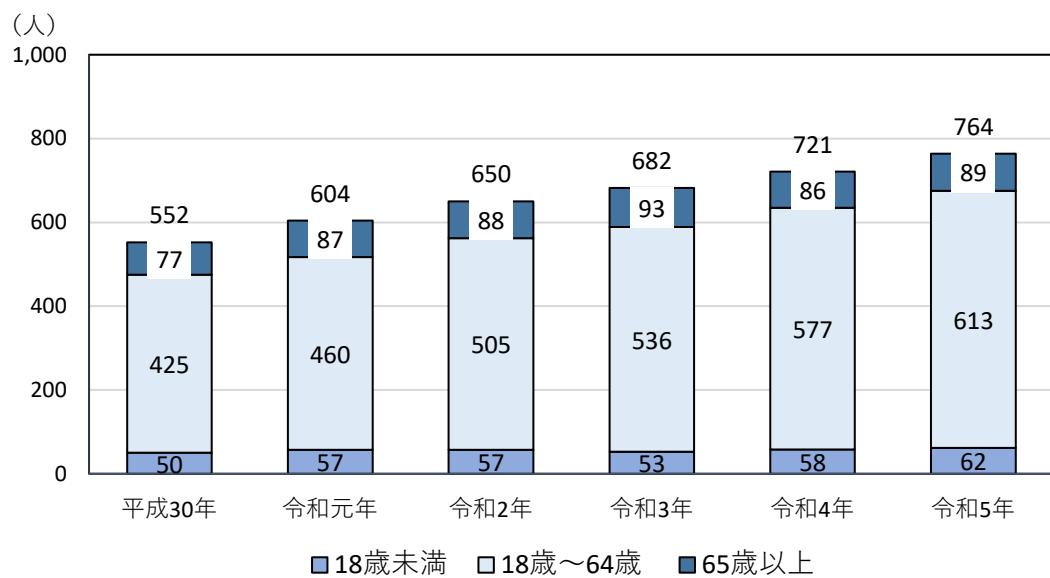
②年齢別の推移

令和5(2023)年3月現在、精神障がい者については「18~64 歳」が最も多く、613 人(80.2%)となっており、次いで「65 歳以上」が 89 人(11.6%)となっています。「18~64 歳」の手帳所持者数は増加傾向で、平成 30(2018)年から令和5(2023)年の6年間で 188 人の増加がみられます。

【精神障がい者・年齢階層別手帳所持者数】

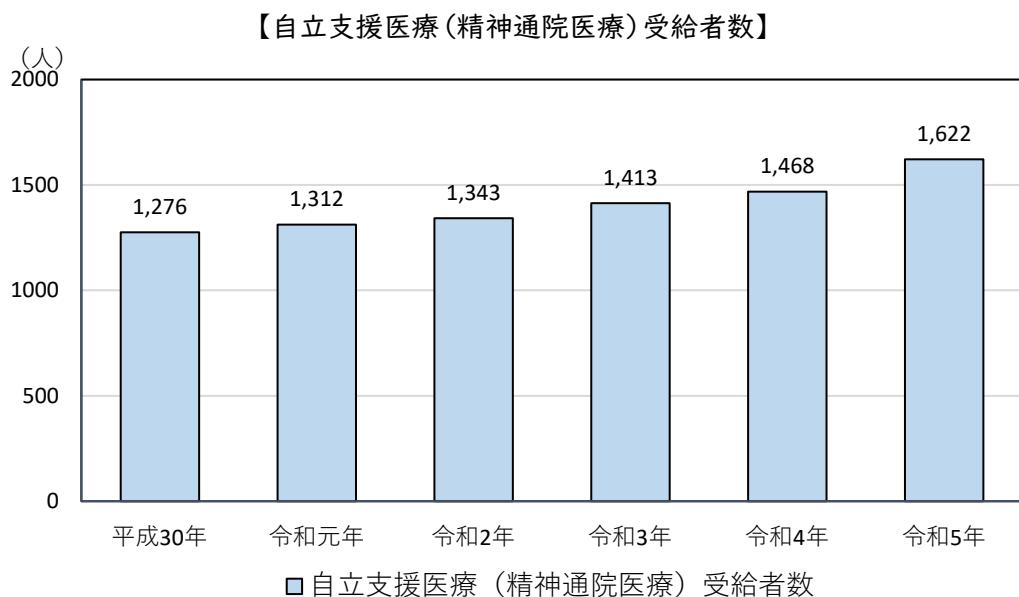
年次		18 歳未満	18~64 歳	65 歳以上	計
平成 30 年 (2018)	手帳所持者数	50 人	425 人	77 人	552 人
	構成比	9.1%	77.0%	13.9%	100.0%
令和元年 (2019)	手帳所持者数	57 人	460 人	87 人	604 人
	構成比	9.4%	76.2%	14.4%	100.0%
令和2年 (2020)	手帳所持者数	57 人	505 人	88 人	650 人
	構成比	8.8%	77.7%	13.5%	100.0%
令和3年 (2021)	手帳所持者数	53 人	536 人	93 人	682 人
	構成比	7.8%	78.6%	13.6%	100.0%
令和4年 (2022)	手帳所持者数	58 人	577 人	86 人	721 人
	構成比	8.0%	80.0%	11.9%	100.0%
令和5年 (2023)	手帳所持者数	62 人	613 人	89 人	764 人
	構成比	8.1%	80.2%	11.6%	100.0%

注:人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口



③自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移を平成 30(2018)年から令和5(2023)年の6年間でみると、一度も減少することなく増加しており、特に令和4(2022)年から令和5(2023)年にかけては 154 人の増加がみられます。



(5)難病患者の状況

医療費助成の対象疾病数は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」(「難病法」)(平成26年法律第50号)に基づき指定される指定疾病が順次拡大されました。令和3年11月1日にも新たに5疾病が対象となりました。

難病等の疾患がある人は、身体障がい者手帳所持者と、障がい者手帳を所持しておらず、難病等のみによる障がい福祉サービスの利用者がいます。障害者総合支援法による福祉サービスの対象患者も、難病法に基づく医療費助成対象疾病と同様に対象が拡大されていることから、今後、障がい福祉サービスの利用者は増加することが予測されます。

【難病法に基づく医療費助成対象疾病(指定難病)】

年度 項目	平成27年 7月1日から	平成29年 4月1日から	平成30年 4月1日	令和元年 7月1日	令和3年 11月1日
疾病数	306	330	330	333	338

注)治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度

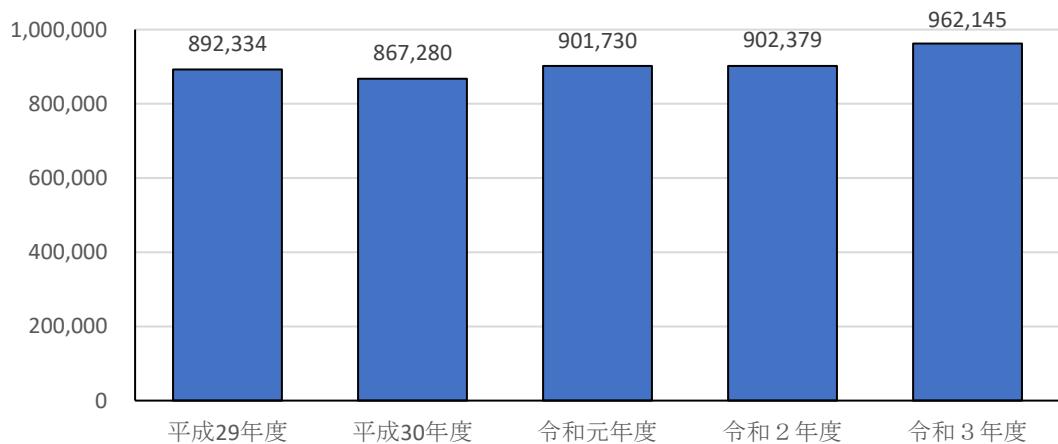
【障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス対象疾病(難病等)】

年度 項目	平成27年 7月1日から	平成29年 4月1日から	平成30年 4月1日	令和元年 7月1日	令和3年 11月1日
疾病数	332	358	359	361	366

資料:厚生労働省

【大阪府における特定医療(医療給付)の支払決定件数】

年度 項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支払決定件数	892,334	867,280	901,730	902,379	962,145



2. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の見直し

(1) 成果目標の実績評価

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年8月時点での地域移行者数は1人、施設入所者数は44人(2人増加)と目標に至っていません。現在、福祉施設に入所している人は、重度障がいなど、地域移行後の受入れが困難なケースが多く、その点が課題となっています。

		R3年度	R4年度	R5年度
福祉施設からの 地域移行者数	目標	3年間の累計で3人を地域移行		
	実績	0人	1人	0人

		R3年度	R4年度	R5年度
福祉施設の入所者数 【基準値42人(R1年度)】	目標	R5年度末時点で1人削減		
	実績	0人	0人	+2人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム^{※11}の構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、本市及び近隣各市町の圏域で、保健、医療、福祉関係者による協議の場を、令和2年度に設置し、住まいの確保や地域定着支援について、情報共有を進めています。今後は、協議の場において、事例検討を行い、地域の課題を抽出するとともに、事業の評価方法について検討を進める必要があります。

■ 精神病床における1年以上の長期入院患者数【大阪府目標】

項目	目標数値	令和元年度 実績	令和3年度 実績
精神病床における1年以上の長期入院患者数(6月末)	99人	105人	104人

■ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催

項目	目標数値	令和3年度 実績	令和4年度 実績
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回／年	1回／年	1回／年
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場への関係者の参加者数	保健関係者	1人／年	1人／年
	医療関係者	2人／年	2人／年
	福祉関係者	4人／年	5人／年
	合計	7人／年	8人／年
保健、医療及び福祉関係者による評価の実施回数	1回／年	0回／年	0回／年

③地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点については、令和5年度末までに1箇所を確保し、協議会を活用して年1回以上運用状況を検証・検討することを目標としておりました。令和5年にて市内及び近隣市町と連携し、地域生活支援拠点を確保し、自立支援協議会にて、その運用状況について検証を行います。

項目	目標数値	令和5年度実績
地域生活支援拠点等の確保	1箇所	1箇所
自立支援協議会における運用状況の検証回数	1回／年	未実施

④福祉施設から一般就労への移行等

令和3年度時点で19人が一般就労へ移行することができました。就労移行支援及び就労継続支援B型においては既に目標以上の一般就労への移行が進んでいます。

また、就労継続支援B型においては、工賃の平均額が令和元年度よりも大きく増加し、既に目標としていた金額を上回り、令和4年時点で平均14,734円となっています。

項目	目標数値	令和3年度実績
一般就労への移行者数	26人	19人
就労移行支援事業からの移行者数	12人	12人
就労継続支援A型事業からの移行者数	10人	2人
就労継続支援B型事業からの移行者数	2人	5人
生活介護、自立訓練からの移行者数	—	—
就労定着支援事業の利用者数	7割以上	6割
就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上	2割

■就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額【大阪府目標】

項目	目標数値	令和元年度実績	令和4年度実績
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	13,240円	8,722円	14,734円

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

本市においては、児童発達支援センターを令和5年度に設置しました。保育所等訪問支援事業所や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスは、市内に1箇所ある状態を維持しています。

また、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場については、平成30年度より近隣市町での圏域で設置しており、医療的ケア児^{※1}等コーディネーターの配置も行っています。

項目	目標数値	令和3年度実績	令和4年度実績
児童発達支援センターの設置	1箇所	0箇所	0箇所★
保育所等訪問支援の充実	1箇所	1箇所	1箇所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備	1箇所	1箇所	1箇所
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置	有	有
医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置	1名	1名

★令和4年度中に設置に関する協議等を実施し、令和5年4月に1箇所設置済。

⑥相談支援体制の充実・強化等

設置に向けた検討や外部委託先との調整を行っていますが、基幹相談支援センター^{※2}はまだ設置に至っておらず、令和6年度に設置を予定しています。

項目	目標数値	令和4年度実績
基幹相談支援センターの設置	設置	未設置 (令和6年度設置予定)
地域の相談支援事業者に対する訪問者等による専門的な指導・助言	12件／年	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	1件／年	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	1回／年	

⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

現状、職員の資質向上が課題となっており、研修への参加が必要となっています。また、障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有については、実地指導の結果について共有を図っています。

項目	目標 数値	令和3年度 実績	令和4年度 実績
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加者数	40人／年	37人／年
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年間実施回数	12回／年	12回／年
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	年間共有回数	1回／年	0回／年

(2)障がい福祉サービスの実績

①訪問系サービス

訪問系サービスの利用実績は、全体的に増加傾向にあります。同行援護、重度障がい者等包括支援を除いて、計画値を上回って利用されています。

サービス名	単位	区分	第6期計画期間（実績）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点*)
居宅介護	平均利用時間 時間／月	計画値	3,753	3,778	3,803
	実績値		4,324	4,683	4,975
	平均実利用者数 人／月	計画値	211	219	228
	実績値		230	247	261
重度訪問介護	平均利用時間 時間／月	計画値	3,170	3,413	3,656
	実績値		4,059	4,072	4,731
	平均実利用者数 人／月	計画値	12	13	14
	実績値		16	17	22
同行援護	平均利用時間 時間／月	計画値	595	636	677
	実績値		491	532	497
	平均実利用者数 人／月	計画値	32	33	35
	実績値		26	26	27
行動援護	平均利用時間 時間／月	計画値	108	120	133
	実績値		113	135	195
	平均実利用者数 人／月	計画値	6	8	9
	実績値		5	7	8
重度障がい者等 包括支援	平均利用時間 時間／月	計画値	0	0	0
	実績値		0	0	0
	平均実利用者数 人／月	計画値	0	0	0
	実績値		0	0	0

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

②日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用実績は、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）において、利用が増加し続けており、特に就労継続支援（B型）については、計画値を大きく上回っています。就労移行支援については、令和3年度の時点よりは利用者が減少しています。

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点*)
生活介護	平均延利用者数 人日／月	計画値	2,694	2,801	2,908
		実績値	2,736	2,874	2,826
	平均実利用者数 人／月	計画値	136	140	146
		実績値	140	147	144
自立訓練	平均延利用者数 人日／月	計画値	199	222	243
		実績値	110	96	165
	平均実利用者数 人／月	計画値	16	17	18
		実績値	7	7	13
療養介護	平均実利用者数 人／月	計画値	10	11	12
		実績値	8	8	8
就労移行支援	平均延利用者数 人日／月	計画値	368	434	473
		実績値	511	464	497
	平均実利用者数 人／月	計画値	24	27	29
		実績値	29	27	28
就労継続支援 (A型)	平均延利用者数 人日／月	計画値	1,035	1,178	1,321
		実績値	648	700	781
	平均実利用者数 人／月	計画値	61	68	77
		実績値	37	40	44
就労継続支援 (B型)	平均延利用者数 人日／月	計画値	3,472	3,651	3,828
		実績値	3,646	4,514	5,150
	平均実利用者数 人／月	計画値	207	219	232
		実績値	212	258	288
就労定着支援	平均実利用者数 人／月	計画値	7	8	9
		実績値	7	7	9
短期入所 (ショートステイ)	平均延利用者数 人日／月	計画値	335	353	372
		実績値	256	229	260
	平均実利用者数 人／月	計画値	47	49	50
		実績値	37	37	41

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

③居住系サービス

居住系サービスの利用実績は、共同生活援助(グループホーム^{※4})が増加し、施設入所支援がほぼ横ばいとなっています。

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点*)
自立生活援助	平均実利用者数 人／月	計画値	4	5	6
		実績値	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	平均実利用者数 人／月	計画値	81	87	92
		実績値	81	94	99
施設入所支援	平均実利用者数 人／月	計画値	42	41	41
		実績値	41	40	44

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

④相談支援

相談支援については、計画相談支援の利用がほぼ横ばいとなっており、地域移行支援や地域定着支援は利用者がいない状況です。

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点*)
計画相談支援	平均実利用者数 人／月	計画値	150	165	180
		実績値	179	179	178
地域移行支援	平均実利用者数 人／月	計画値	1	2	3
		実績値	0	0	0
地域定着支援	平均実利用者数 人／月	計画値	1	2	3
		実績値	0	0	0

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

(3) 障がい児に関するサービスの実績

① 障がい児支援サービス

障がい児に関するサービスについて、児童発達支援は、利用者数が年々減少している一方で、延利用者数は令和5年度に増加に転じています。放課後等デイサービスは計画値こそ下回っていますが、利用者数は増加し続けています。保育所等訪問支援についても利用が増加しています。

放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用が増加している一方で、障がい児相談支援については、利用者がほぼ横ばいとなっています。

サービス名	単位	区分	第2期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点※)
児童発達支援	平均延利用者数 人日／月	計画値	876	961	1,046
	実績値	965	854	985	
	平均実利用者数 人／月	計画値	103	113	124
	実績値	108	96	85	
放課後等 デイサービス	平均延利用者数 人日／月	計画値	3,662	4,106	4,550
	実績値	3,191	3,417	3,799	
	平均実利用者数 人／月	計画値	372	416	460
	実績値	336	378	390	
保育所等訪問 支援	平均延利用者数 回日／月	計画値	2	3	4
	実績値	6	9	9	
	平均実利用者数 人／月	計画値	2	3	4
	実績値	2	3	3	
居宅訪問型 児童発達支援	平均延利用者数 回日／月	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0	
	平均実利用者数 人／月	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0	
障がい児相談 支援	平均実利用者数 人／月	計画値	56	63	71
	実績値	64	63	65	

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

(4)地域生活支援事業の実績

①理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業として、障がいのある人等への理解を深められるよう、多様性を認め合うための研修を実施し、様々な機会を設けて啓発に努めています。

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画値 実績値	有 有	有 有	有 有

②自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民による地域での自発的な活動を支援する取組について、本市では現状実施できておりません。

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点)
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値 実績値	無 無	無 無	無 無

③相談支援事業

相談支援事業について、基幹相談支援センター^{※2}の設置には至りませんでしたが、そのほかの事業については、おおむね計画通りで推移しています。

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点)
障がい者相談支援事業	事業所数 箇所	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	計画値 実績値	無 無	無 無	無 無
基幹相談支援センター等機能 強化事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
成年後見制度 ^{※7} 利用支援事業	実利用者数 人／年	計画値	2	3	4
		実績値	0	2	2

④意思疎通支援事業

意思疎通支援事業については、要約筆記者派遣事業の利用はありませんでした。また、手話通訳者派遣事業は、計画値を上回る利用件数となりましたが、利用時間は計画値を下回っています。手話奉仕員養成研修事業では、令和4年度において、計画値よりも多くの人が修了しています。

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点*)
手話通訳者派遣事業	実利用件数 件／年	計画値	38	42	44
	実績値		18	63	56
	時間／年	計画値	446	587	728
	実績値		92	163	218
要約筆記者派遣事業	実利用件数 件／年	計画値	1	1	1
	実績値		0	0	0
	時間／年	計画値	4	4	4
	実績値		0	0	0
手話通訳者設置事業	実設置者数	計画値	0	0	0
	実績値		0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	実修了者数	計画値	10	11	12
	実績値		5	12	13

*令和5年8月時点の実績から推計した見込量

⑤日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の実績は、介護・訓練支援用具を除いて、計画値を下回っています。介護訓練支援用具、自立生活支援用具については、給付件数が年々増加しています。

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点*)
介護・訓練支援用具	給付件数 件／年	計画値	1	1	1
	実績値		3	7	13
自立生活支援用具	給付件数 件／年	計画値	23	23	23
	実績値		10	16	22
在宅療養等支援用具	給付件数 件／年	計画値	21	22	23
	実績値		12	13	12
情報・意思疎通支援 用具	給付件数 件／年	計画値	23	26	28
	実績値		17	23	20
排泄管理支援用具	給付件数 件／年	計画値	1,453	1,481	1,510
	実績値		1,405	1,479	1,220
居宅生活動作補助用具	給付件数 件／年	計画値	2	2	2
	実績値		0	0	1

*令和5年8月時点の実績から推計した見込量

⑥移動支援事業

移動支援事業の実績は計画値を下回っていますが、利用者数は年々増加し続けています。

サービス名	単位	区分	第6期計画（実績）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度（8月時点※）
移動支援事業	延利用時間 時間／年	計画値	27,088	27,682	28,277
		実績値	21,732	25,571	25,454
	実利用者数 人／年	計画値	194	202	211
		実績値	133	156	187

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

⑦地域活動支援センター

地域活動支援センター※⁸の実績は計画値を下回っていますが、利用者数が年々増加しています。

サービス名	単位	区分	第6期計画（実績）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度（8月時点※）
地域活動支援センター	事業所数 箇所	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
	実利用者数 人／年	計画値	30	32	34
		実績値	17	22	24

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

⑧日中一時支援事業

日中一時支援事業については、利用者はほぼ横ばいとなっており、計画値を大きく下回っています。

サービス名	単位	区分	第6期計画（実績）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度（8月時点※）
日中一時支援事業	実利用者数 人／年	計画値	708	720	731
		実績値	350	352	368

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

3. アンケート調査結果

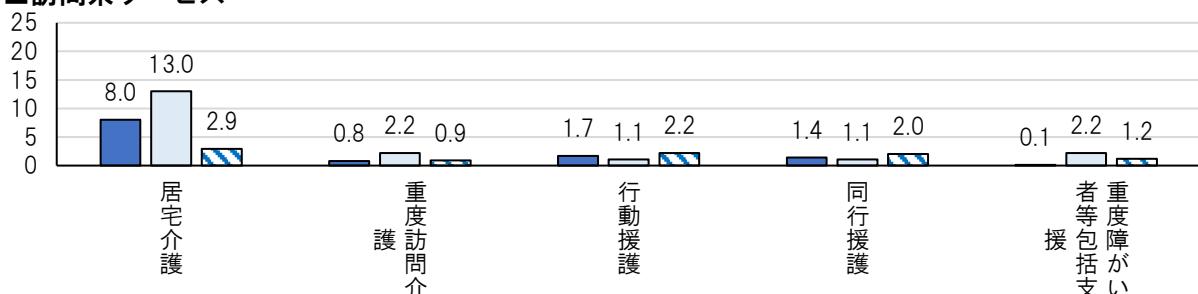
(1) 障がい者・児

① 障がい者のサービス利用希望

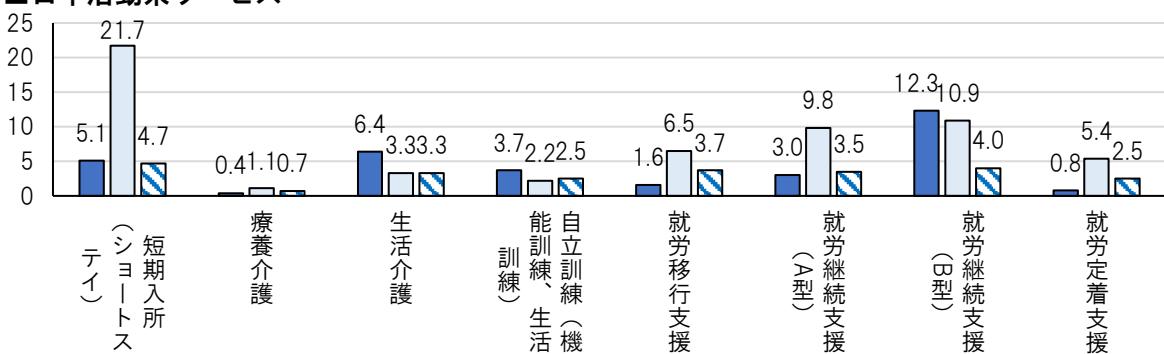
今後、利用を増やしたいサービスとしては、短期入所や居宅介護、就労継続支援A型・B型の希望が高くなっています。

■現在利用しているサービス □今後利用を増やしたいサービス △3年以内に新たに利用したいサービス
(n=766) (n=92) (n=766)

■訪問系サービス



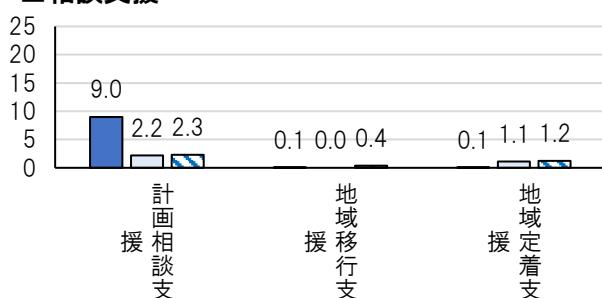
■日中活動系サービス



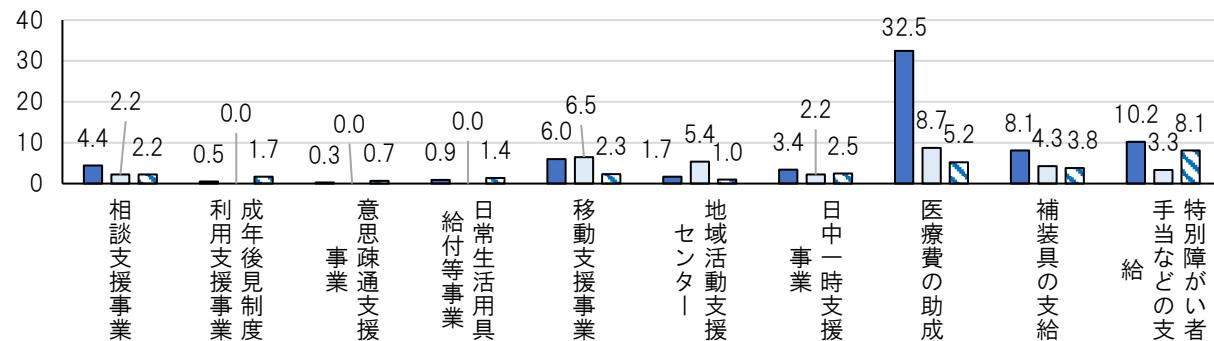
■居住系サービス



■相談支援



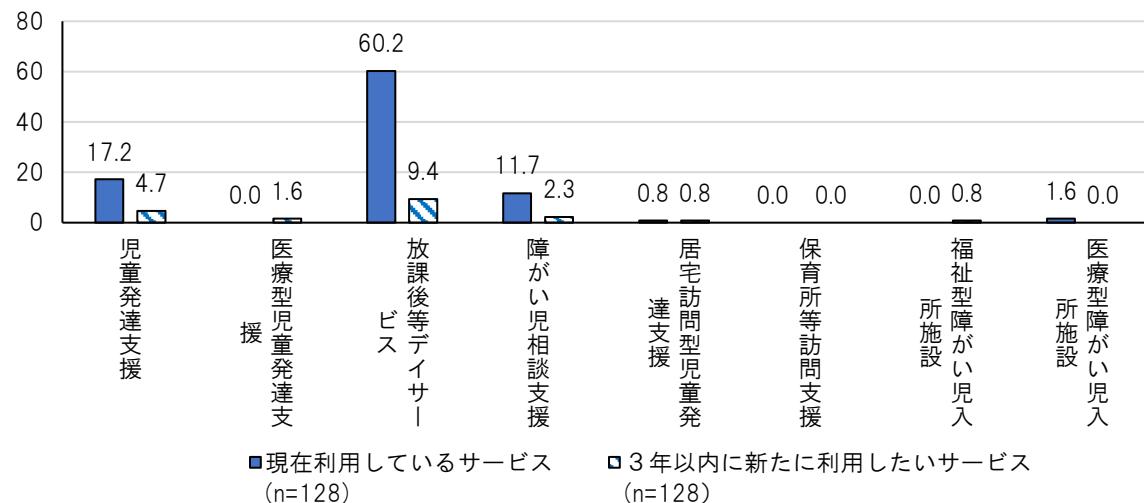
■その他



②障がい児のサービス利用希望

また、障がい児のサービス利用に関しては、放課後等デイサービスについて、現在利用している人が60.2%であり、3年以内に新たに利用したい人も9.4%と高くなっています。

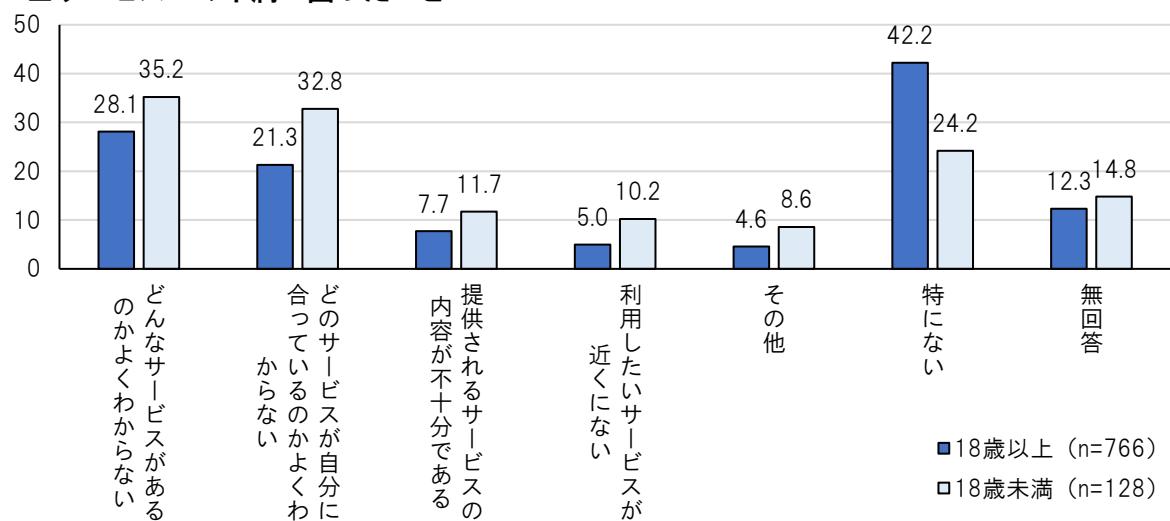
■児童に関するサービス



③サービスへの不満や困ったこと

サービスへの不満は、「どんなサービスがあるのかよくわからない」と「どのサービスが自分に合っているのかよくわからない」が年齢にかかわらず高くなっています。

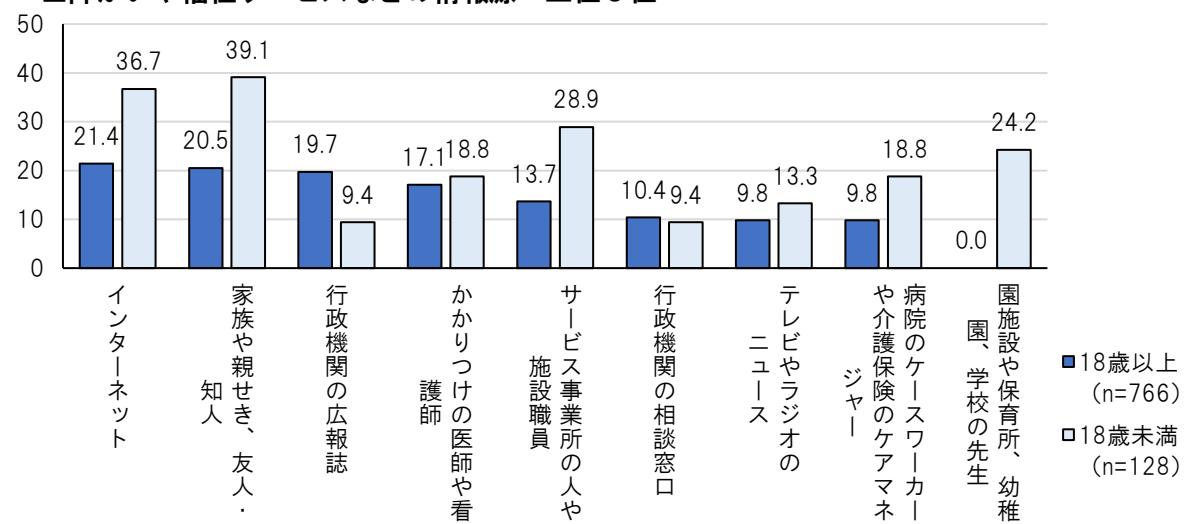
■サービスへの不満・困ったこと



④障がいや福祉サービスなどの情報源

障がいや福祉サービスの情報源として、「インターネット」や「家族や親せき、友人・知人」が活用されています。18歳未満の障がいのある児童・保護者は加えて「サービス事業所の人や施設職員」「園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」経由で情報を得ている割合も高くなっています。

■障がいや福祉サービスなどの情報源：上位9位

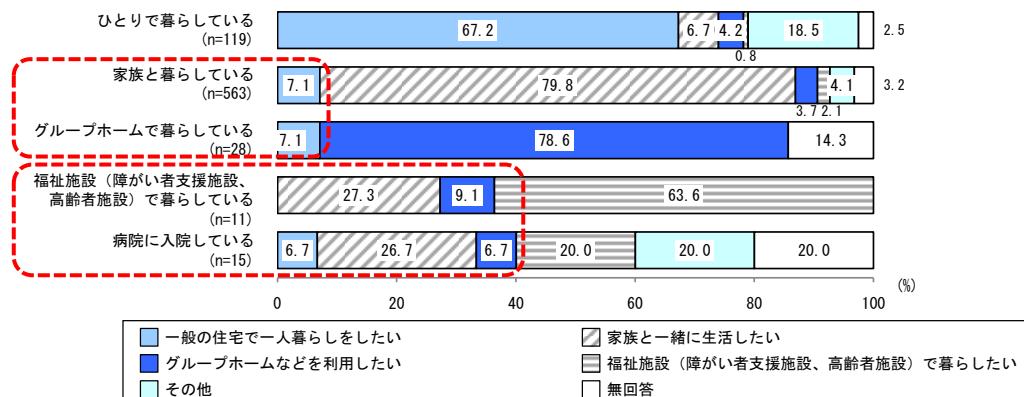


⑤地域移行

現在、『家族と暮らしている』人や『グループホーム^{※4}で暮らしている』人のうち「一般の住宅で一人暮らしをしたい」と思っている人がそれぞれ7.1%います。

また、『福祉施設で暮らしている』人や『病院に入院している』人のそれぞれおよそ4割が、地域で暮らすことを望んでいます。

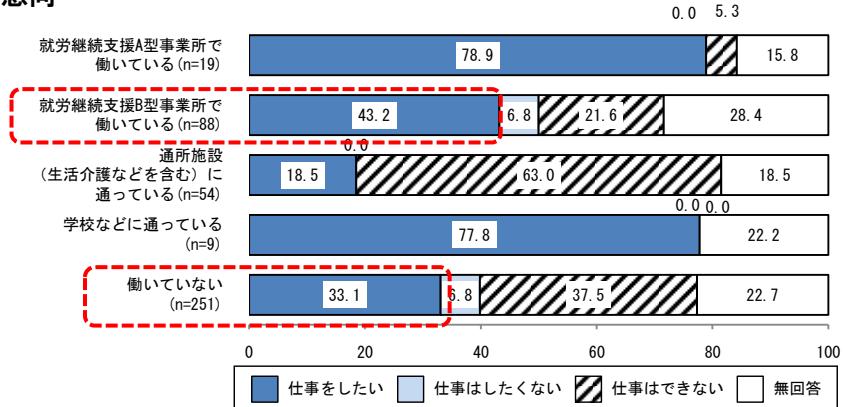
■現在の暮らしと今後の暮らし方の希望



⑥一般就労への移行

就労していない人や就労継続支援B型事業所で就労している人の3~4割は就労希望があります。障がいのある人の就労に必要とする支援として、職場や、上司、同僚の障がいへの理解が望まれています。

■今後の就労意向



■必要な就労支援

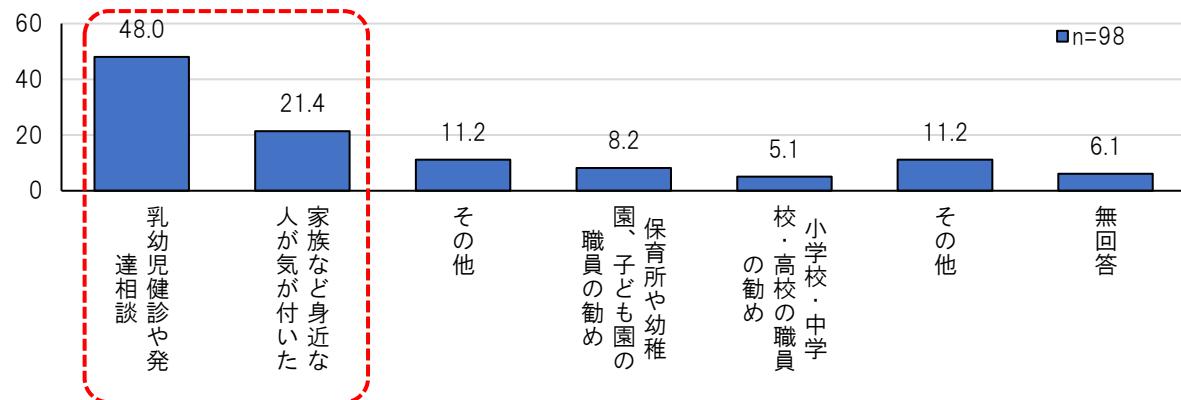
		身体障がい	知的障がい	精神障がい	難病	発達障がい	医療的ケア
1	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	51.5%	61.2%	63.0%	51.9%	79.2%	54.0%
2	職場の障がい者理解	40.6%	57.1%	53.7%	40.7%	72.3%	42.9%
3	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	45.4%	39.4%	58.3%	48.1%	47.5%	50.6%
4	具合が悪くなった時に気軽に通院できること	34.5%	29.4%	41.7%	38.3%	33.7%	36.4%
5	短時間勤務や勤務日数等の配慮	31.2%	29.4%	44.9%	37.0%	36.6%	34.9%

⑦相談支援体制

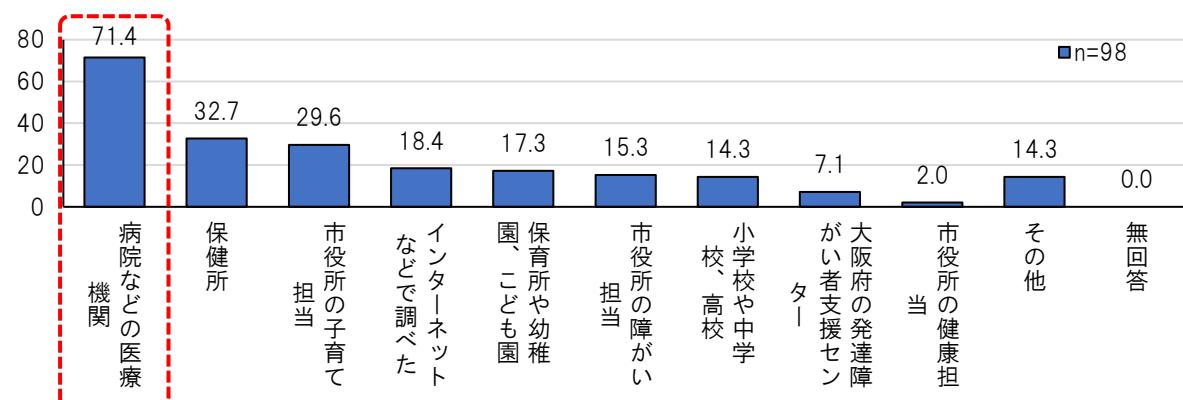
発達障がい^{※12}の診断を受けたきっかけとして「乳幼児健診や発達相談」である人が 48.0%と高く、また、「家族など身近な人が気が付いた」人は 21.4%となっています。

診断後については、「病院などの医療機関」に相談した人が 71.4%と多くを占めています。

■発達障がいの診断を受けたきっかけ



■診断後の相談先



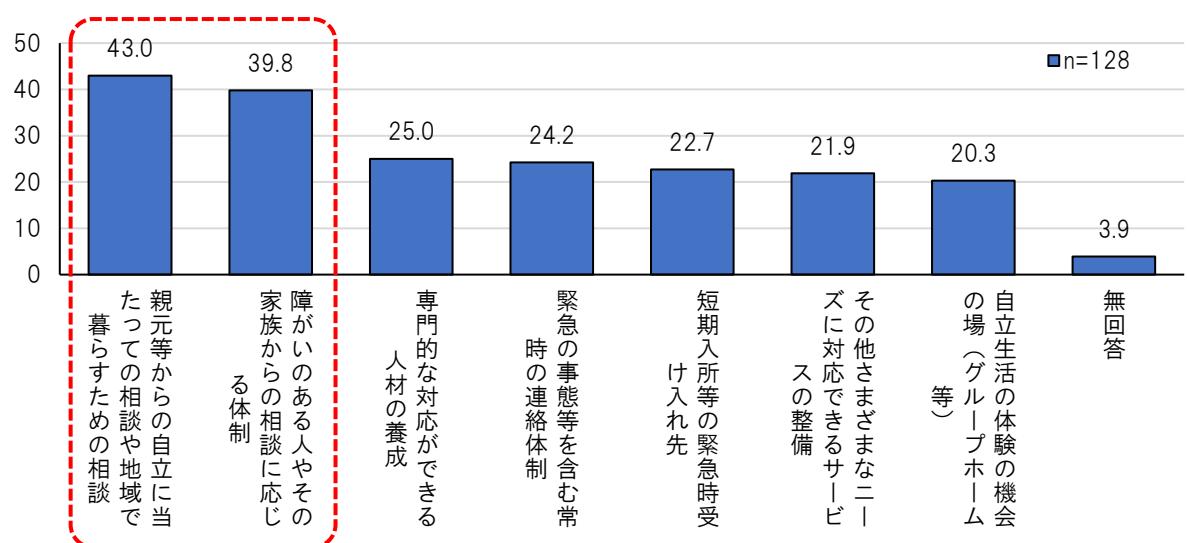
相談窓口には、障がいに関わる診断や治療・ケアに関する医療面の相談や、福祉の専門職を配置した相談窓口など、専門性の高い相談先が求められています。

また、子どもが安心して暮らせるまちにするために必要な支援として、「親元等からの自立にあたっての相談や地域で暮らすための相談」や「障がいのある人やその家族からの相談に応じる体制」が高くなっています。

■相談窓口に求めること

		身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい	難病	発達 障がい	医療的 ケア	障がい 児
1	障がいに関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談	27.7%	28.2%	26.4%	37.0%	31.7%	35.2%	28.1%
2	福祉の専門職を配置した相談窓口の整備	28.4%	29.4%	23.6%	29.6%	34.7%	28.0%	42.2%
3	将来の自立生活に向けた指導や相談	13.2%	47.1%	34.3%	18.5%	50.5%	23.8%	60.2%
4	医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談	24.1%	27.6%	22.2%	29.6%	28.7%	25.7%	49.2%
5	家族の悩みを受け止める家族相談員	12.2%	27.6%	17.1%	12.3%	24.8%	13.8%	32.8%
—	学校での授業の理解や友人などとの人間関係についての相談体制							45.3%

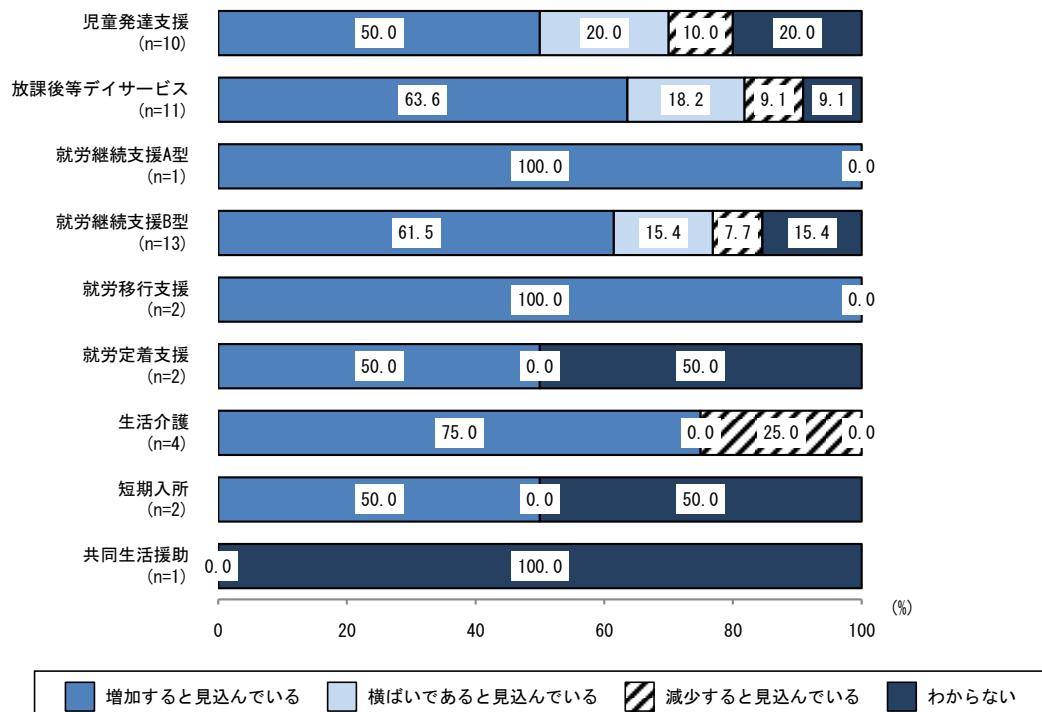
■子どもが安心して暮らせるまちにするために必要な支援（保護者）



(2)サービス提供事業所

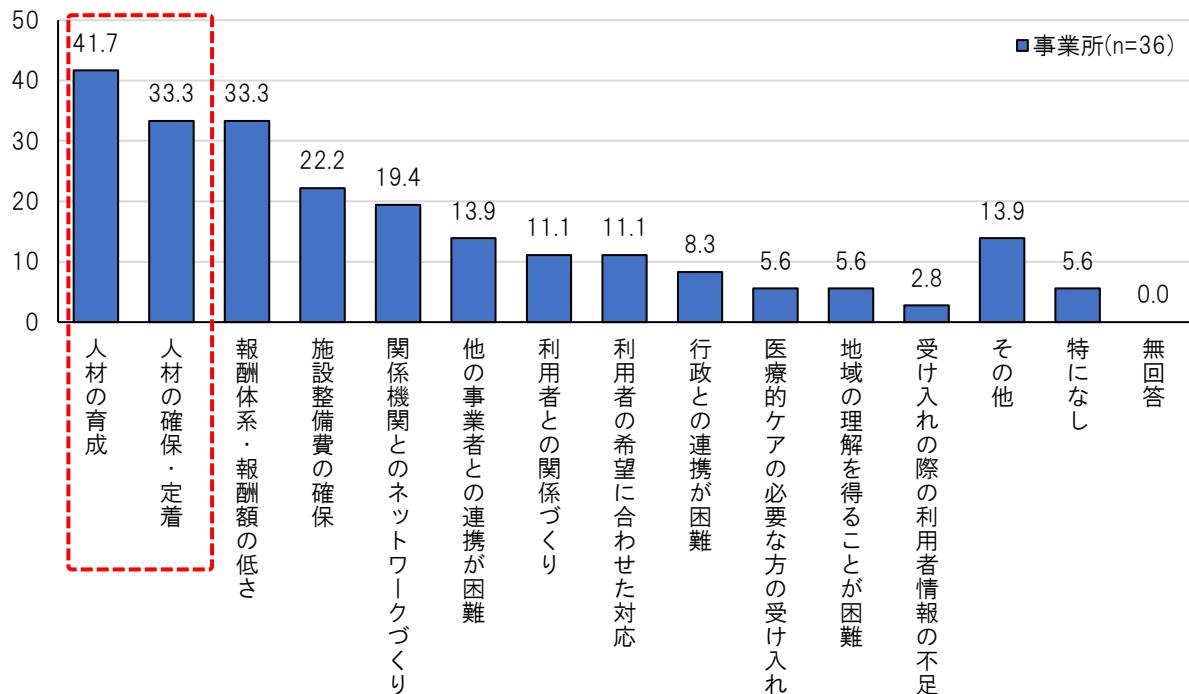
①各種サービス利用者数変化の見込み

多くの事業所で、利用者が「増加すると見込んでいる」と回答しており、特に、就労継続支援A型、就労移行支援、生活介護、放課後等デイサービスで回答が多くなっています。



②事業所の課題

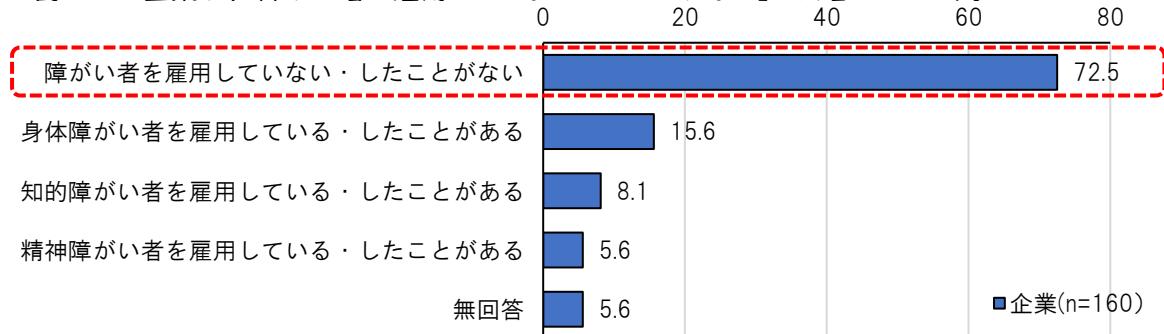
人材の育成や、人材の確保・定着を課題としている事業所が多くなっています。



(3)企業

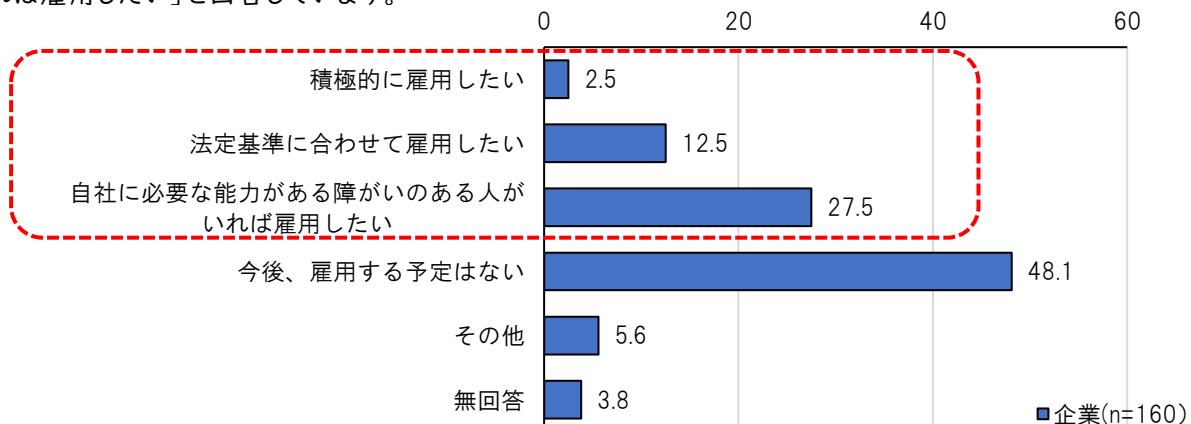
①障がい者雇用の状況

7割以上の企業が、「障がい者を雇用していない・したことがない」と回答しています。



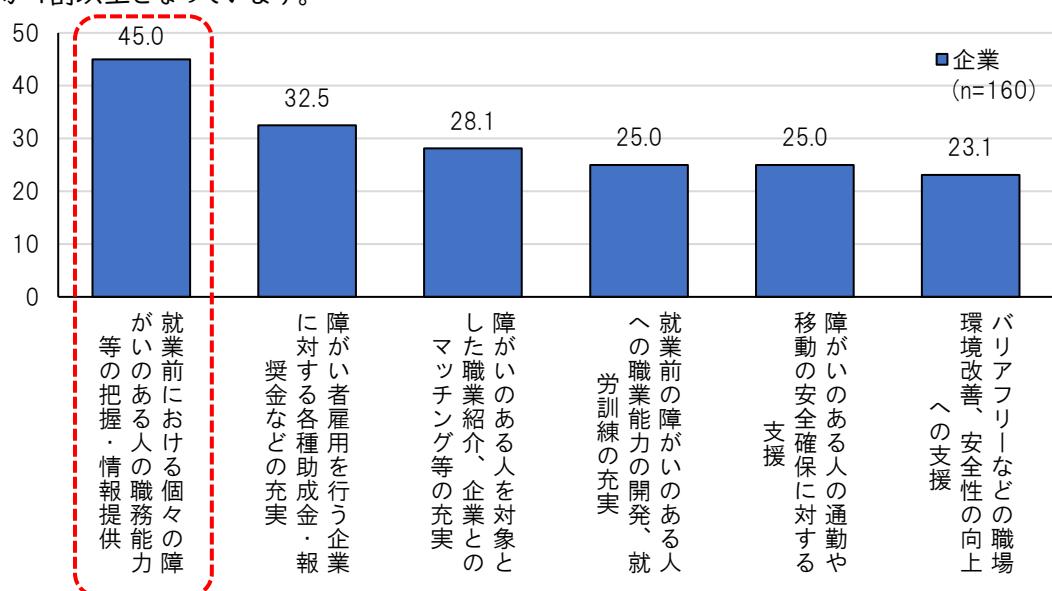
②障がい者雇用の展望

4割以上の企業で障がい者雇用の意向があり、多くが「自社に必要な能力がある障がいのある人がいれば雇用したい」と回答しています。



③障がい者雇用に対する希望する支援:上位6位

障がい者雇用にあたって、「就業前における個々の障がいのある人の職務能力等の把握・情報提供」を望む企業が4割以上となっています。



4. 計画策定にあたっての課題

(1) 地域生活環境の整備

- 障がいのある人とその家族や介助者の高齢化が進行しており、親亡き後等の将来的な不安や、介助者に何かがあった時等、緊急時の対応についての不安が生じています。障がいのある人の地域生活を支える体制として、緊急時の相談支援や受け入れの場の提供、体験の機会を通じた地域での一人暮らしやグループホーム^{※4}での生活への移行の支援体制等を備えた地域生活支援拠点の整備が求められています。本市においては、地域生活支援拠点を令和5年4月に整備しており、緊急時の対応等を含めて、本市に必要な機能や整備、活用方法について、協議を進めていく必要があります。
- 地域生活への移行については、第6期計画期間中の移行者数が1名となっていますが、アンケート結果を見ると、福祉施設に入所している人で、一人暮らしや家族との暮らし、グループホームを利用することを望む人は一定数います。地域での暮らしを希望する人が、必要なサービスや支援を受け、希望に応じた暮らし方ができるように、今後も地域移行のニーズの把握と、暮らしに必要なサービスの提供を充実する必要があります。

(2) 相談支援体制の充実・強化

- 障がいに関わる診断や治療・ケアに関する医療的な面での相談や、福祉の専門職を配置した相談窓口の設置がアンケートの希望で高くなっている等、専門性の高い相談先が強く求められています。
- 本市においては、基幹相談支援センター^{※2}の設置に向けて、現在調整、協議を進めており、今後、基幹相談支援センターを中心とした総合的な相談対応と、地域の相談支援事業所への専門的な研修、人材育成等による専門性の向上や、各事業所との連携による地域全体での相談支援体制の強化を図ることが望まれています。

(3) ライフステージに応じた切れ目のない療育体制の整備

- 発達障がい^{※12}の診断を受けた人の多くが乳幼児健診や発達相談をきっかけとしています。障がいのある児童へ発達段階にあった適切な支援体制を整えるためにも、引き続き健診や相談体制の充実が必要です。
- また、当事者とその家族が気軽に相談できる窓口や、自立に向けた支援や、地域で暮らすための支援の相談ができることが求められており、児童の特性や成長段階に応じた支援や、悩みを抱える保護者への支援も必要です。
- 本市においては、地域における障がい児支援の中核的な役割を担う支援機関として、児童発達支援センターにじっこが令和5年度に設置されました。障がいのある児童等の支援をライフステージの各段階において適切に行うとともに、保健、医療、教育等の関係機関で情報の共有と連携を行うことで、切れ目のない支援につなげることができる重層的な支援体制が求められています。

(4)社会参加や自立に向けた就労支援の充実

- 本市においても福祉施設から一般就労への移行が進んでおりますが、企業へのアンケートによると市内企業で障がい者を雇用していない企業もまだ多い現状です。一方で、今後、障がい者雇用の意向のある企業は4割以上と多く、雇用にあたっては、障がいのある人のスキルや配慮内容等の情報が求められます。
- また、障がいのある人が企業で働くにあたって、職場や上司、同僚に障がいへの理解があることが求められており、障がいに対する正しい知識や、合理的配慮^{※5}等の周知、障がい特性が理解され、適切な対応のもと働くことができる環境整備に向けて、企業や市民への働きかけが必要です。
- 障がいのある人の希望する職種や労働条件と、その人の能力や適性を把握する就労アセスメントを踏まえ、企業への就職や就労支援に関する事業所につなぐ新たなサービスとして創設される就労選択支援の実施に向けての検討が必要です。
- また、本市における就労継続支援（B型）の事業所数が増加するとともに、事業所における平均工賃も増加しており、障がいのある人の自立した生活に向けて、引き続き、工賃向上への取組が必要です。

(5)障がい福祉に関わる人材の確保・育成

- 多様な障がい福祉サービスが提供され、市内における事業所が増加している一方で、多くの事業所が人材の不足と育成が難しいことを課題としています。
- 継続して障がい福祉サービスを提供するためにも、人材確保に向けた取組の支援や、職員が専門性を高めるための研修の機会の確保が求められています。
- また、福祉に関する人を増やすためにも、職員の負担が大きいといった実態の改善策の検討や、福祉に関する職場に対するイメージの改善も必要となります。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第6期泉大津市障がい福祉計画・第2期泉大津市障がい児福祉計画では、泉大津市第4次障がい者計画と第4次大阪府障がい者計画の理念を踏まえ「障がいの有無にかかわらず市民が互いに尊重し合い 障がいのある人が地域で安心して暮らせる 共生のまちづくりの実現」を基本理念と定めました。

本計画は、令和5年3月に新たに策定した泉大津市第5次障がい者計画に基づき、障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の円滑な提供を図る実行計画であるため、同計画と共通し

「**共に生き、支え合い、誰もが輝くまち 泉大津**」を基本理念として定めます。

2. 基本方針

計画を推進するにあたり、国、府の考え方を踏まえ、基本方針を次のように定めます。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

- ◆ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいのある人の自己決定に基づいた支援、意思決定の配慮を基本とします。
- ◆ 障がいの種別やその程度にかかわらず、障がいのある人が自ら居住する場所を選び、必要とする障がい福祉サービスの支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援サービスを提供する基盤整備に努めています。また、基盤整備にあたっては、ユニバーサルデザイン※18の考え方の浸透に努めます。

(2) 障がいの種別や年齢によらない総合的な福祉サービスの提供

- ◆ 障がい者手帳所持者のみならず、発達障がい※12や高次脳機能障がいがある人、難病患者及び障がいのある児童を含め、障がいの種別や、年齢によらない人が、一元的な障がい福祉サービス等を受けることができるよう、サービスの質及び量の充実を図ります。



(3)入所等から地域生活移行に向けたサービス提供と相談体制の充実

- ◆ 障がいのある人の意思と多様なニーズを尊重し、施設や病院等から地域社会への移行支援（居住、就労などの日中活動支援や居場所の確保）などを相談支援と一体的に推進します。
- ◆ 障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価や支援体制の構築など、自立支援協議会の運営の充実を図ります。また、居住支援協議会との連携や発達障がい※12者支援センター等との連携確保に努めます。
- ◆ 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の整備を推進します。
- ◆ 障がいの重度化・高齢化、「親亡き後」を見据えた支援や、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援を行うため、障がいのある人の望む生活を支えるサービスの提供と地域の社会資源の活用、地域生活支援拠点の機能の強化及び基幹相談支援センター※2等の相談支援体制の整備及びネットワークの構築に努めます。

(4)地域共生社会※9の実現に向けた包括的な支援体制の構築

- ◆ 支援を必要とする市民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題を、地域住民や福祉関係者が把握・共有し、関係機関などと連携しながら解決できる、多機能協働の中核的機能と伴走型支援を中心に担う重層的な相談支援体制づくりに努めます。
- ◆ 就労支援や居住支援など、社会参加に向けた支援と相談支援を一体的に支援できるように推進します。
- ◆ コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援を図ります。
- ◆ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備を推進します。



(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援体制の構築

- ◆ 障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育ちを支援するため、障がい児及びその家族に対し、地域の保健、医療、福祉、保育、教育をはじめ、相談支援事業所や就労支援事業所等、関係機関が早期から連携を図り、ライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に努めます。
- ◆ 地域参加やインクルージョンの推進に向けた取組に努めます。
- ◆ 障がい種別にいかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援の充実に向け、児童発達支援センターの機能強化に努めます。また、保育所、認定こども園等の子育て支援施策及び市町村に設置されることも家庭センターとの連携を図るとともに、小・中学校、特別支援学校等との支援協力体制の構築を図ります。
- ◆ 放課後等デイサービス等の障がい児通所支援事業等の支援内容など、質の向上や適正化を図るとともに、学校の空き教室の活用や関連施策との連携促進に資する実施形態の検討を行います。また、教育等の関連施策との連携に努めます。
- ◆ 障がい児入所施設の専門的機能の強化や交流確保、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努めます。また障がい児入所支援を利用している児童が、18歳以降に大人にふさわしい環境に移行できるよう、関係機関との連携強化に努めます。
- ◆ 重度心身障がい児や医療的ケア児^{※1}への支援では、短期入所等のサービスに係るニーズの実態把握やサービス等の在り方や役割を検討し、個々に応じた支援が総合的、包括的にできる体制づくりに努めます。
- ◆ 新生児聴覚検査から療育につなげる体制の整備に努めます。また、難聴児等を早期に把握し、支援ができる体制の整備に努めます。
- ◆ 医療的ケア児の支援に向け、保健、医療、福祉、保育、教育等と連携し、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の発達段階に応じた支援を、平成30年度に設置した医療的ケア児支援のための協議の場を活用し、社会資源などの開発などに努めます。また、そのため、令和元年度に配置した医療的ケア児コーディネーターの充実を図ります。
- ◆ 虐待を受けた障がい児に対しては、関係機関と連携し、きめ細やかな支援に努めます。
- ◆ 令和5年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。この法律では、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。本計画においても、こども基本法の理念に基づき、すべての子どもの基本的な人権が守られ、平等に教育を受けることができ、社会の活動への参加や、意見を述べることができること、家庭で育つことが難しい子どもも、家庭と同様の環境が確保されること、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくることをめざすよう、支援や子ども自身が参画できる体制づくりを進めます。



(6)障がい福祉人材の確保

- ◆ 保育分野、障がい分野などで福祉サービスを必要とする人が安心して生活できるよう支えていくために、福祉サービスを担う福祉人材（福祉従事者）の確保とともに、より良いサービス提供ができるよう、研修などを実施し、人材育成に努めます。
- ◆ 利用者に、より良いサービスを継続して提供していくために、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等や、福祉従事者にとって働きやすい職場環境整備及び多職種間の連携を推進し、職場定着を図ります。
- ◆ 大阪府との連携のもと、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の視点から福祉従事者のスキルアップと定着支援に向けた研修の実施など、大阪府の支援メニューの活用に取り組みます。

(7)障がい者の社会参加を支える取組

- ◆ スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動など、障がい者が文化芸術を享受し、多様な社会参加や地域住民との交流が図れるよう、障がい者サービス事業所や障がい者団体、関係機関等が連携し、創造や発表等の機会の確保に努めます。また、文化芸術活動の情報収集、発信など、地域の実情を踏まえた支援を推進します。
- ◆ 聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記をはじめとする意思疎通支援や、視覚障がい者等による図書館の利用体制の整備、施設等のバリアフリー化^{※14}やインターネットを利用したサービスの提供体制の強化等を推進します。
- ◆ 障がい者が必要な情報の取得利用・意思疎通を可能とするために、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成を推進します。



第4章 計画の目標

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の計画期間中における各分野の目標（成果目標・活動指標）は次の通りです。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国及び大阪府の基本指針【成果目標】

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。
- ・施設入所者数を令和4年度末時点の入所者数から1.7%以上削減すること。

(1)施設入所者の地域生活への移行者数

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の施設入所者 42 人のうち、6%以上にあたる2人が、令和8年度末までに入所施設を退所し、グループホーム^{※4}や一般住宅等における地域生活に移行できるよう取り組みます。

項目	数値	
令和4年度末時点の施設入所者数	(A)	42 人
令和8年度末までの地域移行者数((A)の6%)	(B)	2 人

(2)施設入所者数の削減

施設入所者の地域生活への移行に合わせて、令和4年度末時点の施設入所者 42 人のうち、1.7%以上にあたる1人を減らし、令和8年度末の施設入所者を 41 人とすることを目標とします。

項目	数値	
令和4年度末時点の施設入所者数	(A)	42 人
(A)の 1.7%	(B)	1 人
令和8年度末における施設入所者数((A)-(B))	(C)	41 人

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国および大阪府の基本指針【成果目標】

- 令和8年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人として目標を設定する。

■精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均日数【大阪府目標】

項目	数値
精神病床から退院後1年以内の地域における平均日数	325.3日

■精神病床における1年以上の長期入院患者数

項目	数値
精神病床における1年以上の長期入院患者	93人

■精神病床における早期退院率【大阪府目標】

項目	数値
早期退院率	入院後3ヶ月時点
	入院後6ヶ月時点
	入院後1年時点

■国の基本指針【活動指標】

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場について、開催回数、目標設定および評価の実施回数を設定する。

(1)保健、医療、福祉関係者による協議の場

本市では、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場について、既に設置しており、引き続き協議を実施するとともに、各種関係者が参加できるように働きかけを行います。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	継続	継続	継続	
協議の場の開催回数	1回／年	1回／年	1回／年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健関係者 医療関係者 福祉関係者 合計	1人／年 2人／年 5人／年 8人／年	1人／年 2人／年 5人／年 8人／年	1人／年 2人／年 5人／年 8人／年
目標設定及び評価の実施回数	1回／年	1回／年	1回／年	

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助	34人	36人	39人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	7人	8人	9人

3. 地域生活支援の充実

■国および大阪府の基本指針【成果目標】

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること。
- ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい^{※3}を有する障がい者に関する、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

(1) 地域生活支援拠点等の整備、検証及び検討

本市では、地域生活支援拠点を整備しましたが、より効果的な相談支援体制を構築するため地域生活支援拠点等コーディネーターの配置を進めるとともに、緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握・登録等の連絡体制の構築に取り組み、拠点機能の充実を図ります。

また、運用状況については自立支援協議会で報告するとともに、本市に求められている機能等について、必要に応じ、協議・検討を行います。

項目	数値
令和4年度の地域生活支援拠点等の整備状況	整備済
令和8年度の地域生活支援拠点等の整備状況	整備(継続)
運用状況の検証及び検討の実施	1回／年

(2) 強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の充実

強度行動障がいを有する障がい者について、本市における実態把握と、支援体制を整備することが求められています。

令和8年度に向けて、まずは強度行動障がいを有する人の市内における把握のための調査を実施し、個々の状態やニーズの共有を行います。その上で、大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とし、その支援体制について検討を行います。

項目	数値
令和4年度時点での強度行動障がいを有する障がい者への支援体制	未整備
強度行動障がい者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施	実施
大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施	実施

4. 福祉施設から一般就労への移行等

■国および大阪府の基本指針【成果目標】

- ・就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすること(就労移行支援事業:1.31倍以上、就労継続支援A型:1.29倍以上、就労継続支援B型:1.28倍以上)。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の6割以上とすること。
- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上とすること。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること。

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行

① 一般就労への移行者数

就労移行支援の利用者が16人、就労継続支援A型の利用者が3人、就労継続支援B型の利用者が7人の合計26人が一般就労に移行することを目標とします。

また、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の6割以上とすることを目標とします。

項目	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	合計
令和3年度の移行者数(A)	12人	2人	5人	19人
令和8年度末における目標値	(A)*1.31 16人	(A)*1.29 3人	(A)*1.28 7人	(A)*1.28 26人

項目	数値
令和4年度時点の就労移行支援事業所数	5事業所
令和8年度における一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	6割以上 (3事業所)

(2) 障がい者の一般就労への定着

本市においては、令和3年度の就労定着支援事業の利用者数が7人となっています。そのため、目標は、10人が就労定着支援事業を利用するとともに、就労定着率が7割以上の市内の就労定着支援事業所の割合が2割5分以上となることを目標とします。

項目	数値
令和3年度の就労定着支援事業所の利用者数	(A) 7人
令和8年度の就労定着支援事業所の利用者数	(A)*1.41 10人
令和3年度の就労定着支援事業所数	4事業所
令和8年度における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%以上 (1事業所)

(3)就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

就労継続支援B型事業所における平均工賃の向上に向けて、大阪府が設定する金額を目標値とします。

■大阪府の考え方【成果目標】

- ・個々の就労継続支援B型事業所の工賃等を参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて決定する。(令和6年3月に決定予定)

項目	数値
令和4年度時点の就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	14,734 円
令和8年度における就労継続支援(B型)事業所における工賃の目標平均額	15,000 円

※令和6年度から8年度の就労継続支援B型事業所における工賃の目標額について、令和6年3月に設定予定

5. 障がい児支援の提供体制の整備

■国の基本指針【成果目標】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
- ・障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築すること。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保すること。
- ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児※1等に関するコーディネーターを配置すること。

(1)重層的な地域支援体制の構築

本市においては、発達に課題がある児童やその家族等を対象に、総合的に切れ目のない支援ができるよう、令和5年4月に泉大津市立児童発達支援センターにじっこを設置しました。にじっこでは、ひとりひとりの成長や発達特性にあわせて、専門職による保育・療育を行い、生活習慣の力や言葉、社会性の発達などを促します。また、総合相談窓口では、発達に関するさまざまな相談に応じます。

また、これに合わせて、市内での保育所等訪問支援を実施し、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制についても同様に体制の整備を進めます。

項目	数値
令和4年度の児童発達支援センターの設置状況	未設置 (令和5年度設置済)
令和8年度における児童発達支援センターの設置	設置済(継続)
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制	整備
保育所等訪問支援の充実	1箇所

【児童発達支援センターにじっこ機能・役割】

毎日通園	小集団での遊びや療育を通して、日常生活における基本的な動作の獲得や社会生活への適応にむけて支援します。 (令和4年度まで、幼児・親子教室として実施していた事業です。)
個別療育	子どもの特性や発達段階に応じて個別の療育を行うとともに、保護者に対する相談・助言を行い、日常生活や社会生活をスムーズに送れるよう支援します。 保育所や認定こども園などへ通いながら利用できます。
保育所等訪問支援	子どもが通う保育所・認定こども園・小学校などをセンター職員が訪問し、子どもがスムーズに集団生活を送れるよう支援します。
相談支援	子どもや家族がより安心して生活できるよう、福祉サービスの利用について等、さまざまな相談に応じます。
その他	泉大津市の発達支援の中核として、地域の関係機関との連携や関係機関への支援を行い、地域全体の発達支援の質の向上をめざします。

(2)重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等ディサービス事業所の確保

障がいのある児童が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に取り組みます。

項目	数値
令和4年度における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1箇所
令和4年度における重症心身障がい児を支援する放課後等ディサービス事業所	1箇所
令和8年度における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1箇所
令和8年度における重症心身障がい児を支援する放課後等ディサービス事業所	1箇所

(3)保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場

医療的ケア児※1等の支援に向けた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を近隣市町と連携して圏域で設置しており、引き続き協議を継続します。

項目	数値
令和4年度の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置状況	設置済
令和8年度末における協議の場の設置	設置(継続)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人

6. 相談支援体制の充実・強化等

■国的基本指針【成果目標】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センター^{※2}を設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。
- ・(地域自立支援)協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うとともに、体制を確保すること。

(1) 地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援の中心となる基幹相談支援センターの設置と、人材養成のキーパーソンとなる主任相談支援員の基幹相談支援センターへの計画的な配置を行い、センターを中心とした、地域の相談支援体制の機能強化等の取組を進めます。

設置された基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導、助言を行うとともに、市内の相談支援事業者を対象に、事例検討会や研修会の企画・運営を行い、相談支援専門員の質の向上を図っていきます。

また、基幹相談支援センターを通じた相談支援専門員の段階的な人材育成支援により、計画相談支援・障がい児相談支援が必要な障がい児者すべてに行き渡る体制確保を進めます。

項目	数値
令和4年度の基幹相談支援センターの設置状況	未設置
令和8年度の基幹相談支援センターの設置状況	設置

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	12件／年	12件／年	12件／年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	1件／年	1件／年	1件／年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	1回／年	1回／年	1回／年
個別事例の支援内容の検証	1回／年	1回／年	1回／年
基幹相談支援センターにおける主任相談専門員の配置	0人	1人	1人

(2)協議会機能の実効性向上

地域自立支援協議会^{※10}とその専門部会等において、地域課題を整理し、課題解決に向けた必要なサービス、支援について、検討を進めます。また、複数の分野にまたがる課題について検討する場合など、関係する複数の協議会が連携することなどにより、効果的な運営を図ることに努めます。

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議会における個別事例の支援内容の検証	1回／年	1回／年	1回／年
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	1回／年	1回／年	1回／年
	2社／年	2社／年	3社／年
協議会の専門部会の設置	4	4	4
	1回／年	1回／年	1回／年

7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の基本指針【成果目標】

- ・令和8年度末までに、障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること。
- ・都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他研修に参加する職員数の見込みを設定すること。
- ・障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無等の見込みを設定すること。
- ・都道府県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無等の見込みを設定すること。

サービスの質の向上に向けて、大阪府及び関係機関等と情報の連携・共有を行う体制構築に取り組みます。

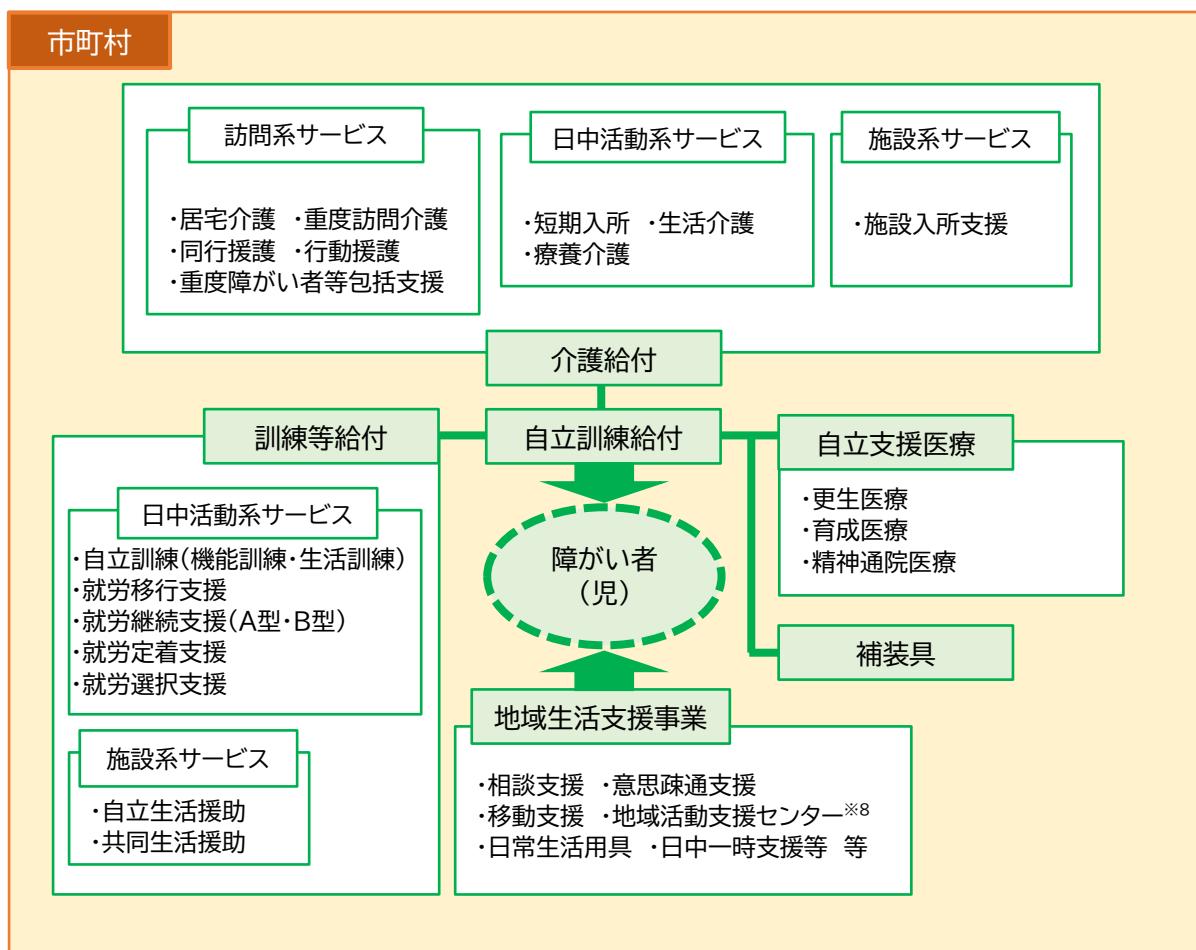
項目	数値
令和4年度のサービスの質の向上を図るための体制構築	構築
令和8年度のサービスの質の向上を図るための体制構築	継続

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修や市町職員に対して実施する研修の参加人数	20人／年	20人／年	20人／年
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無と回数	有	有	有
	12回／年	12回／年	12回／年
指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無と回数	有	有	有
	2回／年	2回／年	2回／年

第5章 障がい福祉サービスの見込み量

障がい福祉サービスについて

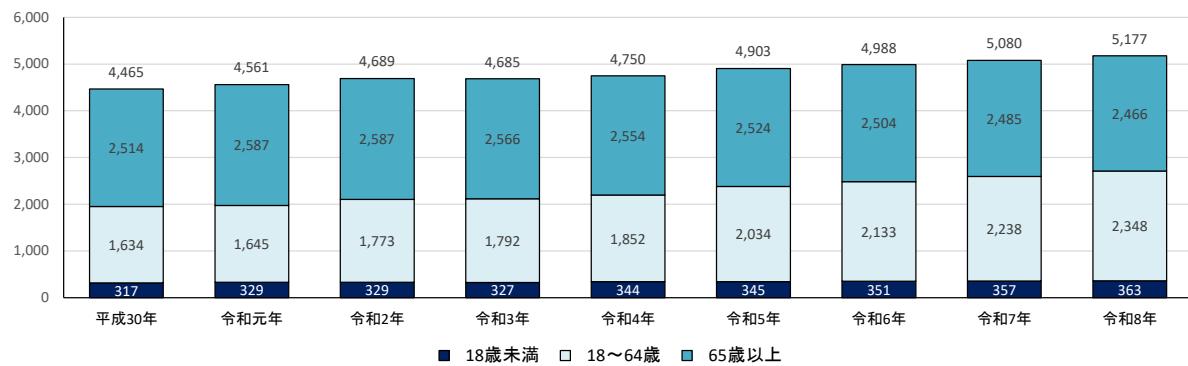
障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障がい者等包括支援」「短期入所」「生活介護」「療養介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」「就労定着支援」「就労選択支援」「自立生活援助」「共同生活援助(グループホーム※4)」をいいます。「障がい福祉サービス」とは、上記サービスの総称となります。



サービスの見込量について

各種福祉サービス等の見込量の推計にあたり、本市における障がいのある人・児童の人数を過去の実績より次の通り見込んでいます。

【障がい者の推計人口】



区分	実績						推計			3年間の 増減
	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	
手帳所持者数 (総数)	4,465	4,561	4,689	4,685	4,750	4,903	4,988	5,080	5,177	274
18歳未満	317	329	329	327	344	345	351	357	363	18
18～64歳	1,634	1,645	1,773	1,792	1,852	2,034	2,133	2,238	2,348	314
65歳以上	2,514	2,587	2,587	2,566	2,554	2,524	2,504	2,485	2,466	-58
身体障がい	3,212	3,222	3,272	3,203	3,192	3,278	3,286	3,296	3,307	29
18歳未満	57	50	50	46	46	49	49	49	49	0
18～64歳	753	710	761	728	725	843	875	909	944	101
65歳以上	2,402	2,462	2,461	2,429	2,421	2,386	2,362	2,338	2,314	-72
知的障がい	701	735	767	800	837	861	895	931	968	107
18歳未満	210	222	222	228	240	234	238	242	246	12
18～64歳	456	475	507	528	550	578	604	631	659	81
65歳以上	35	38	38	44	47	49	53	58	63	14
精神障がい	552	604	650	682	721	764	807	853	902	138
18歳未満	50	57	57	53	58	62	64	66	68	6
18～64歳	425	460	505	536	577	613	654	698	745	132
65歳以上	77	87	88	93	86	89	89	89	89	0

平成30年～令和5年は各年4月1日時点

1.訪問系サービス

(1)居宅介護

■サービスの内容

ヘルパーが家に行き、入浴、食事の用意、部屋の掃除、洗濯など、身の回りの手伝いをします。

■サービス利用対象者

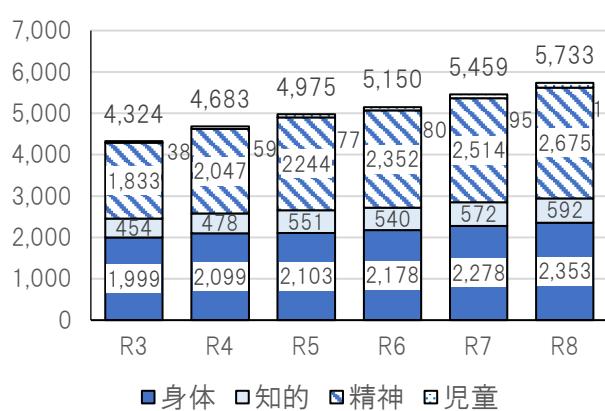
障がい支援区分1以上の人を対象とします。

■実績と見込み

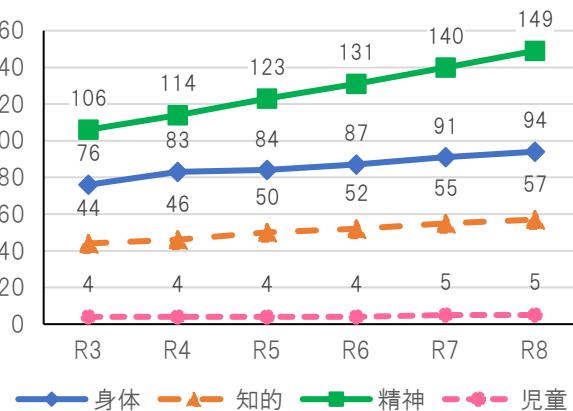
対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均 利用時間 (時間／月)	身体	1,999	2,099	2,103	2,178	2,278
	知的	454	478	551	540	572
	精神	1,833	2,047	2,244	2,352	2,514
	児童	38	59	77	80	95
	合計	4,324	4,683	4,975	5,150	5,733
平均 実利用者 (人／月)	身体	76	83	84	87	91
	知的	44	46	50	52	55
	精神	106	114	123	131	140
	児童	4	4	4	4	5
	合計	230	247	261	274	305
市内の事業所数(箇所)	27	28	30	31	32	33

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【利用時間の推移】



【実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

居宅介護は、身体、知的、精神障がいのある人について、18~64歳の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。また、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づく一人当たりのサービス利用量により、利用時間を算出しています。

(2)重度訪問介護

■サービスの内容

常にヘルパーの介護が必要な、重い障がいのある人の家に行き、日常生活や外出の手伝いをします。

■サービス利用対象者

重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障がい者又は重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人のうち、以下のいずれにも該当する人を対象とします。

肢体不自由者の要件

- ①障がい支援区分4以上の人
- ②二肢以上に麻痺等がある人
- ③障がい支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外の認定がされている人

知的・精神障がい者の要件

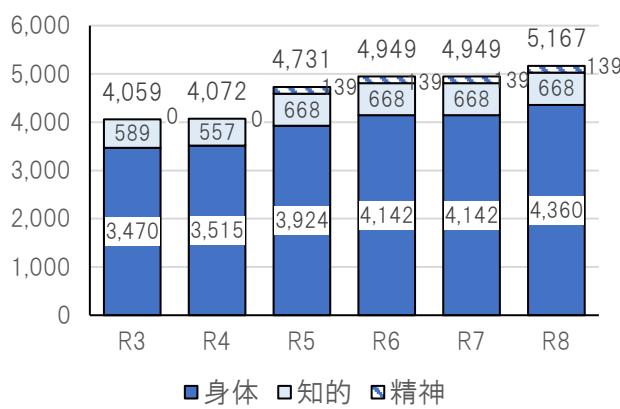
- ①障がい支援区分4以上の人
- ②障がい支援区分の認定調査項目の行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の人

■実績と見込み

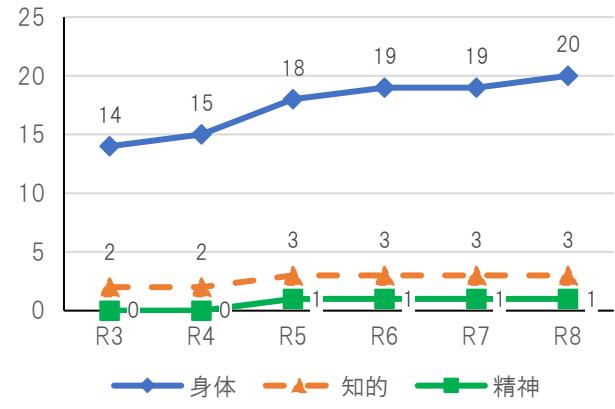
	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点*)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均 利用時間 (時間／月)	身体	3,470	3,515	3,924	4,142	4,142	4,360
	知的	589	557	668	668	668	668
	精神	0	0	139	139	139	139
	合計	4,059	4,072	4,731	4,949	4,949	5,167
平均 実利用者 (人／月)	身体	14	15	18	19	19	20
	知的	2	2	3	3	3	3
	精神	0	0	1	1	1	1
	合計	16	17	22	23	23	24
市内の事業所数(箇所)		24	25	27	28	29	30

*令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【利用時間の推移】



【実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

重度訪問介護は、身体、知的、精神障がいのある人について、18~64歳の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。また、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づく一人当たりのサービス利用量により、利用時間を算出しています。

(3)同行援護

■サービスの内容

視覚障がい児・者で移動が非常に難しい人の外出の手伝いをします。

■サービス利用対象者

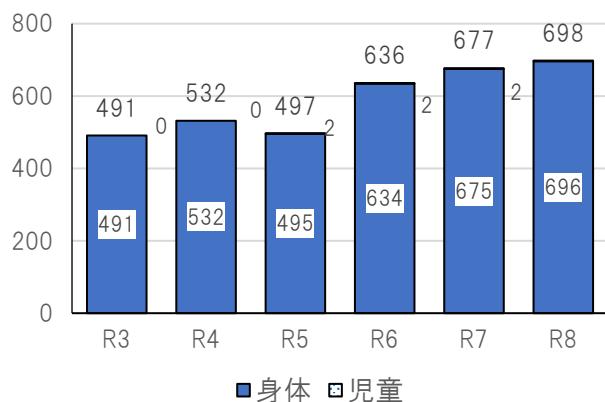
視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者で、外出時の移動において情報の提供や援護等を必要とする人を対象とします。

■実績と見込み

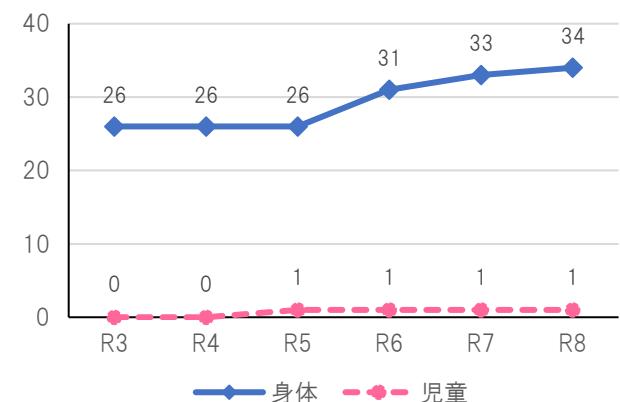
	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点*)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均 利用時間 (時間／月)	身体	491	532	495	634	675	696
	児童	0	0	2	2	2	2
	合計	491	532	497	636	677	698
平均 実利用者 (人／月)	身体	26	26	26	31	33	34
	児童	0	0	1	1	1	1
	合計	26	26	27	32	34	35
市内の事業所数(箇所)		9	9	9	9	9	10

*令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【利用時間の推移】



【実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

同行援護は、身体障がいのある人(18~64歳)と、18歳未満の障がいのある児童の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。また、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づく一人当たりのサービス利用量により、利用時間を算出しています。

(4)行動援護

■サービスの内容

知的、精神障がいのある人が安心して外出し、活動ができるよう手伝えます。

■サービス利用対象者

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人のうち、以下のいずれにも該当する人を対象とします。

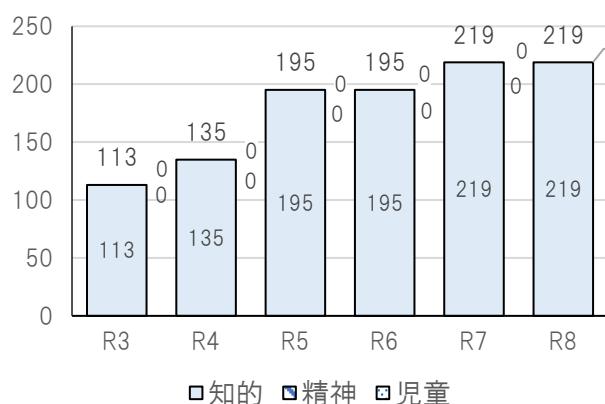
- ①障がい支援区分3以上の人
- ②障がい支援区分の認定調査項目の行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の人

■実績と見込み

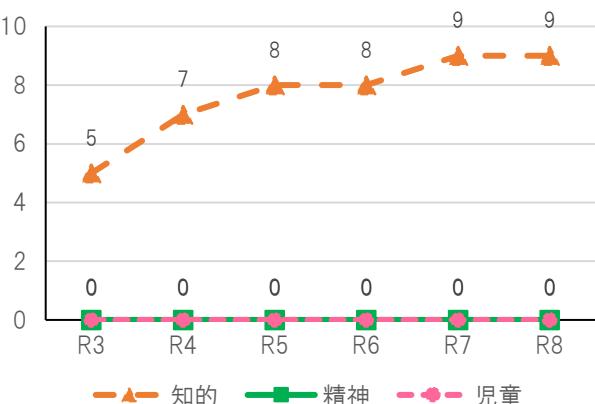
	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均利用時間 (時間／月)	知的	113	135	195	195	219	219
	精神	0	0	0	0	0	0
	児童	0	0	0	0	0	0
	合計	113	135	195	195	219	219
平均実利用者 (人／月)	知的	5	7	8	8	9	9
	精神	0	0	0	0	0	0
	児童	0	0	0	0	0	0
	合計	5	7	8	8	9	9
市内の事業所数(箇所)		3	3	3	3	4	4

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【利用時間の推移】



【実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

行動援護は、知的、精神障がいのある人(18~64歳)と、18歳未満の障がいのある児童の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。また、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づく一人当たりのサービス利用量により、利用時間を算出しています。

(5)重度障がい者等包括支援

■サービスの内容

常に介護を必要とする重い障がいのある人が生活するために必要なサービスを組み合わせて提供します。

■サービス利用対象者

障がい支援区分6に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人を対象とします。

- ①重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者(筋萎縮性側索硬化症(ALS)など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者又は最重度の知的障がい者)
- ②障がい支援区分の認定調査項目の行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の人

■実績と見込み

	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均 利用時間 (時間／月)	身体	0	0	0	0	0	0
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	0	0	0
	児童	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
平均 実利用者 (人／月)	身体	0	0	0	0	0	0
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	0	0	0
	児童	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
市内の事業所数(箇所)		0	0	0	0	0	0

■見込み量算出の基本的な考え方

重度障がい者等包括支援については、現在市内では利用者がいない状況ですが、アンケートで利用希望がわずかに見られたことから、対応を検討します。

2.日中活動系サービス

(1)短期入所(ショートステイ)

■サービスの内容

家族の用事や休養のため、短期間、施設で食事や入浴などの手伝いをします。

■サービス利用対象者

福祉型

障がい支援区分1以上である人

医療型

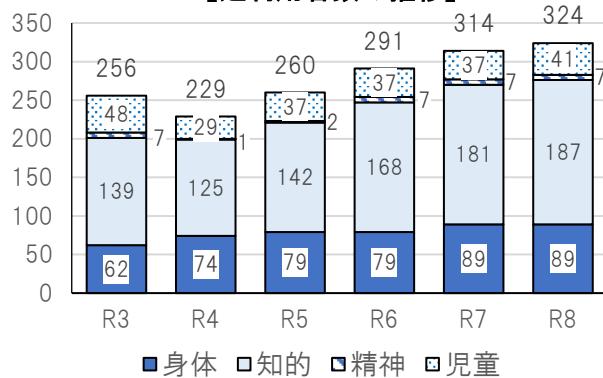
- ①遷延性意識障がいのある人
- ②筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有する人及び重症心身障がいのある人等

■実績と見込み

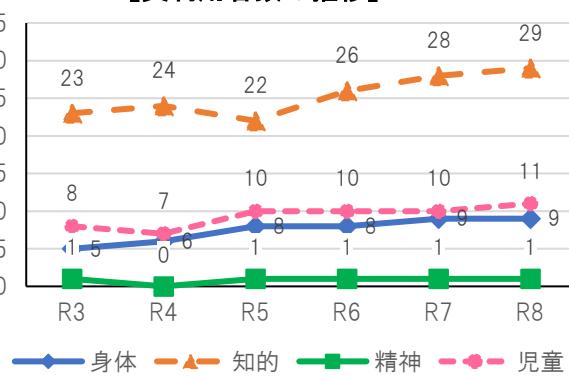
	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均 延利用者数 (人日／月)	身体	62	74	79	79	89	89
	知的	139	125	142	168	181	187
	精神	7	1	2	7	7	7
	児童	48	29	37	37	37	41
	合計	256	229	260	291	314	324
平均 実利用者 (人／月)	身体	5	6	8	8	9	9
	知的	23	24	22	26	28	29
	精神	1	0	1	1	1	1
	児童	8	7	10	10	10	11
	合計	37	37	41	45	48	50
市内の事業所数(箇所)		6	6	6	6	7	7

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【延利用者数の推移】



【実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

短期入所は、身体、知的、精神障がいのある人(18~64歳)と、18歳未満の障がいのある児童の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。また、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づく一人当たりのサービス利用量により、延利用者数を算出しています。

(2)生活介護

■サービスの内容

常に介護を必要とする重い障がいのある人の食事や入浴などを手伝い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

■サービス利用対象者

地域や入所施設等において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者で次に掲げる人を対象とします。

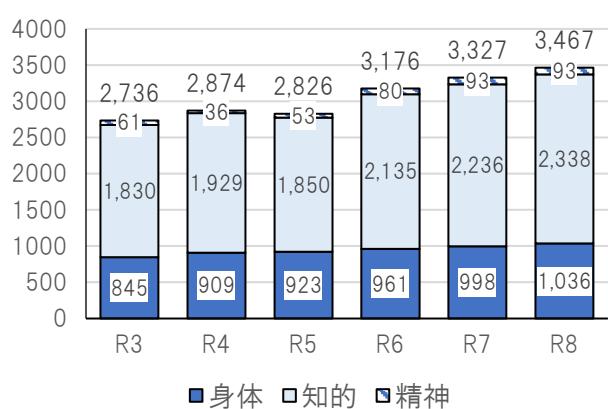
- ①障がい支援区分3(障がい者支援施設に入所する場合は区分4以上)の人
- ②年齢が50歳以上の場合、障がい支援区分が2(障がい者支援施設に入所する場合は区分3)以上の人

■実績と見込み

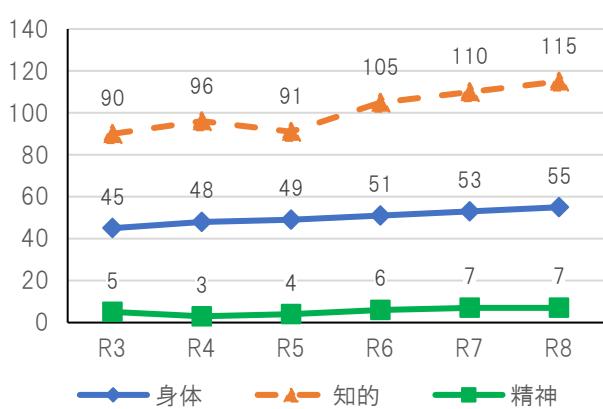
	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点*)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均延利用者数(人日/月)	身体	845	909	923	961	998	1,036
	知的	1,830	1,929	1,850	2,135	2,236	2,338
	精神	61	36	53	80	93	93
	合計	2,736	2,874	2,826	3,176	3,327	3,467
平均実利用者(人/月)	身体	45	48	49	51	53	55
	知的	90	96	91	105	110	115
	精神	5	3	4	6	7	7
	合計	140	147	144	162	170	177
市内の事業所数(箇所)		7	9	9	10	11	12

*令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【延利用者数の推移】



【実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

生活介護は、身体、知的、精神障がいのある人の18~64歳の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。また、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づく一人当たりのサービス利用量により、延利用者数を算出しています。

(3)自立訓練(機能・生活)

■サービスの内容

自立訓練は、自立した日常生活ができるよう、機能訓練として、身体機能の向上や自分の身の回りのことができるよう訓練を行います。また、生活訓練は、一定の期間、食事や家事等の日常生活能力の向上のための訓練、日常生活上の支援等が受けられるサービスです。

■サービス利用対象者

地域生活を営むうえで必要な身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者を対象とします。

■実績（合計）

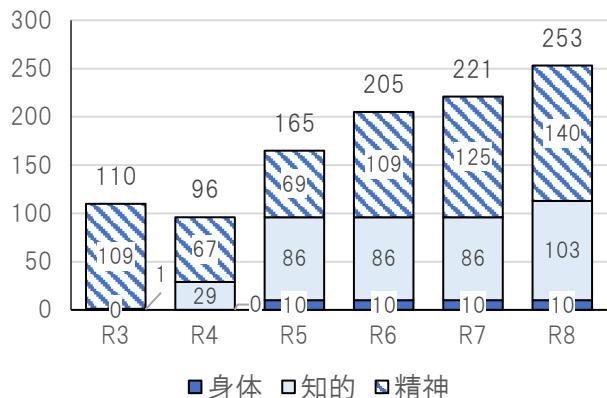
	対象	第6期計画期間(実績)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(8月時点*)
平均 延利用者数 (人日／月)	身体	0	0	10
	知的	1	29	86
	精神	109	67	69
	合計	110	96	165
平均 実利用者 (人／月)	身体	0	0	1
	知的	0	2	5
	精神	7	5	7
	合計	7	7	13
市内の事業所数(箇所)		2	4	4

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

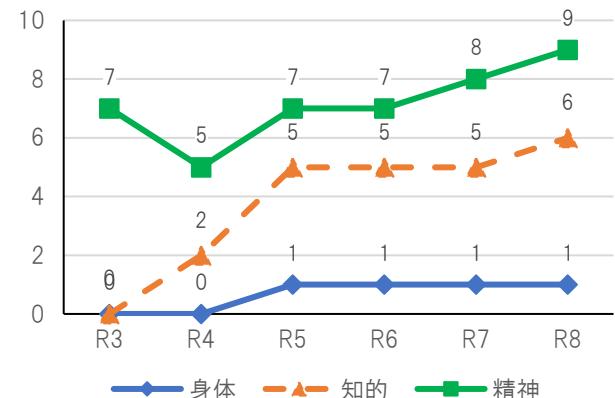
■見込み（機能訓練・生活訓練別）

	対象	第7期計画期間(計画)					
		機能訓練			生活訓練		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均 延利用者数 (人日／月)	身体	10	10	10	0	0	0
	知的	0	0	0	86	86	103
	精神	0	0	0	109	125	140
	合計	10	10	10	195	211	243
平均 実利用者 (人／月)	身体	1	1	1	0	0	0
	知的	0	0	0	5	5	6
	精神	0	0	0	7	8	9
	合計	1	1	1	12	13	15
市内の事業所数(箇所)		1	1	1	3	3	4

【延利用者数の推移（合計）】



【実利用者数の推移（合計）】



■見込み量算出の基本的な考え方

自立訓練（生活・機能）は、身体、知的、精神障がいのある人の 18～64 歳の推計人口と、令和3～5 年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6～8 年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。また、令和3～5 年度におけるサービスの利用実績に基づく一人当たりのサービス利用量により、延利用者数を算出しています。

(4)療養介護

■サービスの内容

医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、看護、介護などを行います。

■サービス利用対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で、次に掲げる人を対象とします。

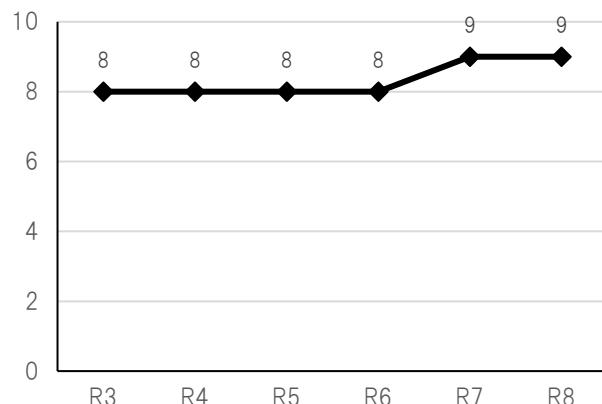
- ①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障がい支援区分6の人
- ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で、障がい支援区分5以上の人
- ③平成24年3月31日時点において重症心身障がい児施設に入所していた人又は改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた人であって、平成24年4月1日以後も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人

■実績と見込み

	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均実利用者(人／月)	8	8	8	8	9	9
市内の事業所数(箇所)	0	0	0	0	0	0

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

療養介護は、障がいのある人の18~64歳の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づく手帳所持者のサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。

(5)就労移行支援

■サービスの内容

会社に就職するために必要な知識や能力を身につけるための訓練を行います。

■サービス利用対象者

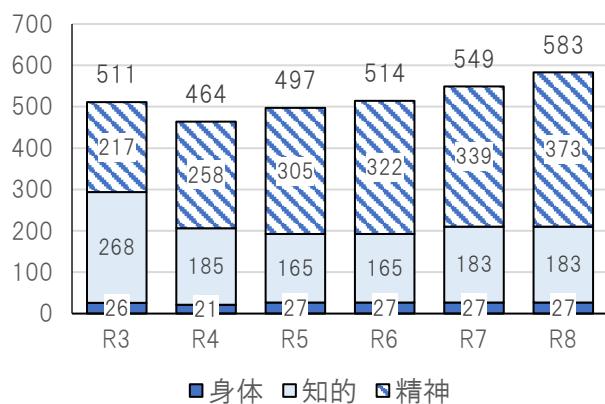
一般就労等を希望し、知識や能力等の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の障がい者を対象とします。

■実績と見込み

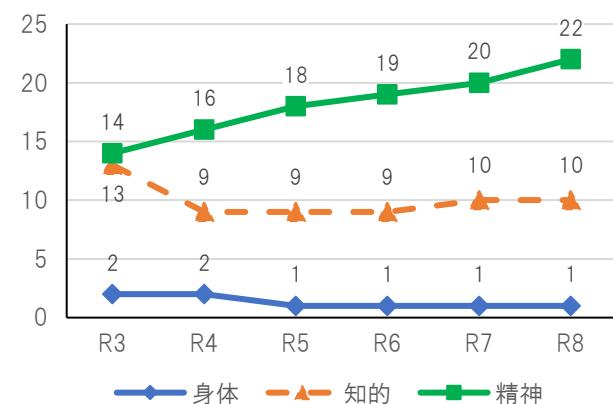
	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均延利用者数(人日／月)	身体	26	21	27	27	27	27
	知的	268	185	165	165	183	183
	精神	217	258	305	322	339	373
	合計	511	464	497	514	549	583
平均実利用者(人／月)	身体	2	2	1	1	1	1
	知的	13	9	9	9	10	10
	精神	14	16	18	19	20	22
	合計	29	27	28	29	31	33
市内の事業所数(箇所)		5	5	5	5	5	6

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【延利用者数の推移】



【実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

就労移行支援は、身体、知的、精神障がいのある人の18~64歳の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。また、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づく一人当たりのサービス利用量により、延利用者数を算出しています。

(6)就労継続支援(A型)

■サービスの内容

会社で働くことが難しい障がいのある人に、会社以外の事業所で、雇用契約を結び、働く機会を提供します。

■サービス利用対象者

企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がい者(利用開始時 65 歳未満の人)を対象とします。

- ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ③企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

■実績と見込み

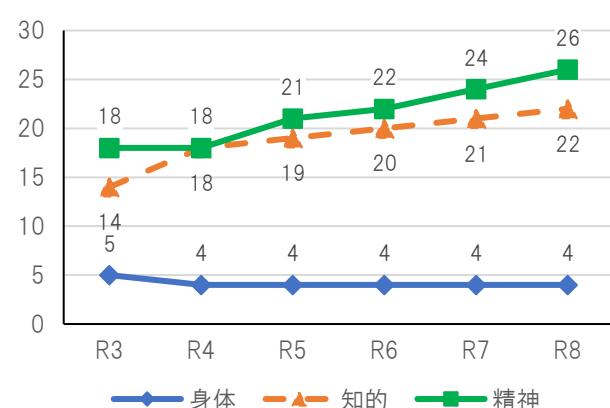
	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点※)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均 延利用者数 (人日／月)	身体	79	62	67	67	67	67
	知的	267	334	363	382	401	420
	精神	302	304	351	372	405	439
	合計	648	700	781	821	873	926
平均 実利用者 (人／月)	身体	5	4	4	4	4	4
	知的	14	18	19	20	21	22
	精神	18	18	21	22	24	26
	合計	37	40	44	46	49	52
市内の事業所数(箇所)		2	2	2	2	3	3

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【延利用者数の推移】



【実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

就労継続支援(A型)は、身体、知的、精神障がいのある人の 18~64 歳の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8 年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。また、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づく一人当たりのサービス利用量により、延利用者数を算出しています。

(7)就労継続支援(B型)

■サービスの内容

会社で働くことが難しい障がいのある人に、会社以外の事業所で、雇用契約を結ばず、支援を受けながら働くことのできる機会を提供します。

■サービス利用対象者

就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持等が期待される障がい者を対象とします。

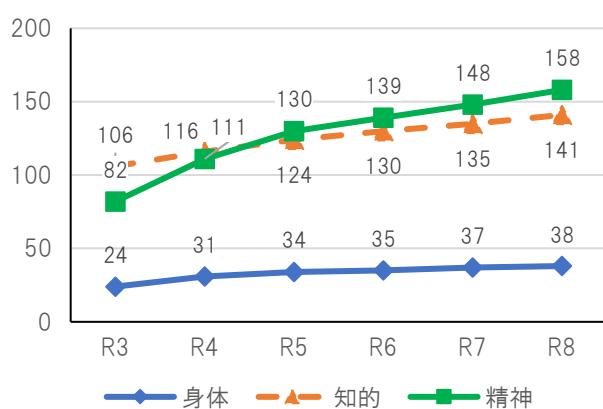
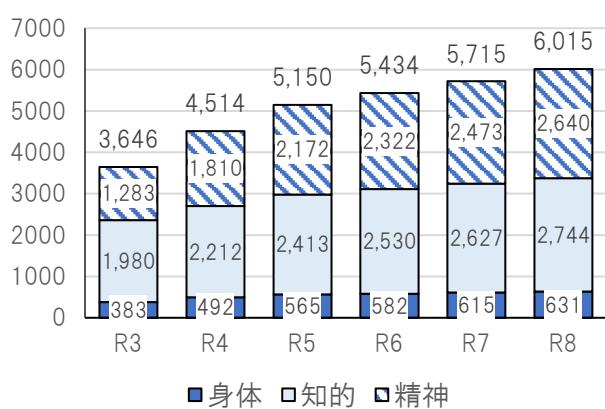
- ①就労経験がある人で、年齢や体力等の面で一般企業に雇用されることが困難となった人
- ②就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援事業(B型)の利用が適当と判断された人
- ③上記①、②に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金I級の受給者

■実績と見込み

	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均延利用者数 (人日／月)	身体	383	492	565	582	615	631
	知的	1,980	2,212	2,413	2,530	2,627	2,744
	精神	1,283	1,810	2,172	2,322	2,473	2,640
	合計	3,646	4,514	5,150	5,434	5,715	6,015
平均実利用者 (人／月)	身体	24	31	34	35	37	38
	知的	106	116	124	130	135	141
	精神	82	111	130	139	148	158
	合計	212	258	288	304	320	337
市内の事業所数(箇所)		18	21	23	24	25	26

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【延利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

就労継続支援(B型)は、身体、知的、精神障がいのある人の18~64歳の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。また、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づく一人当たりのサービス利用量により、延利用者数を算出しています。

(8)就労定着支援

■サービスの内容

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

■サービス利用対象者

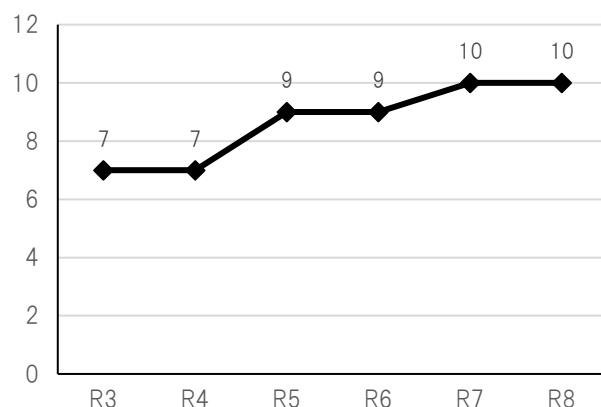
生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者を対象としています。

■実績と見込み

	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点※)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均実利用者(人／月)	7	7	9	9	10	10
市内の事業所数(箇所)	4	4	4	4	4	4

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

就労定着支援は、障がいのある人の 18~64 歳の推計人口と、令和5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。

(9)就労選択支援

■サービスの内容

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

■サービス利用対象者

就労継続支援A型・B型または就労移行支援を新たに利用する意向がある人、また、現在それらのサービスを利用している人を対象とします。

■実績と見込み

	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均実利用者(人／月)	—	—	—	—	10	11
市内の事業所数(箇所)	—	—	—	—	26	27

■見込み量算出の基本的な考え方

令和5年における就労継続支援A型・B型及び就労移行支援の新規決定者数に基づき利用者数を見込んでいます。

3.居住サービス

(1)自立生活援助

■サービスの内容

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

■サービス利用対象者

AかつBを対象者とします。

A:定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障がい者

B:居宅において単身(家族と同居している場合でも家族等が障がい、疾病等)のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者

【具体的な対象者】

①障がい者支援施設等の退所者、グループホーム^{※4}の退去者、精神科病院等の医療機関を退院した者であって、障がいに起因する疾病等により入院していた者※退院から3ヶ月以内のものに限る

②現に「障がい、疾病等を有する家族との同居」している者であって、単身生活をしようとする者

③その他自立生活援助の利用により、自立した日常生活又は、社会生活を営むことが可能と判断される者 ※②、③は現に地域生活をしている障がい者

■実績と見込み

	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均 実利用者 (人／月)	身体	0	0	0	0	0	0
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
市内の事業所数(箇所)		1	1	1	1	1	1

■見込み量算出の基本的な考え方

自立生活援助については、現在市内では利用者がいない状況ですが、アンケートで利用希望がわずかに見られたことから、対応を検討します。

(2)共同生活援助(グループホーム)

■サービスの内容

障がいのある人たちが一緒に暮らすアパートや家で、夜間や休日に、世話人が日常生活の支援をします。

■サービス利用対象者

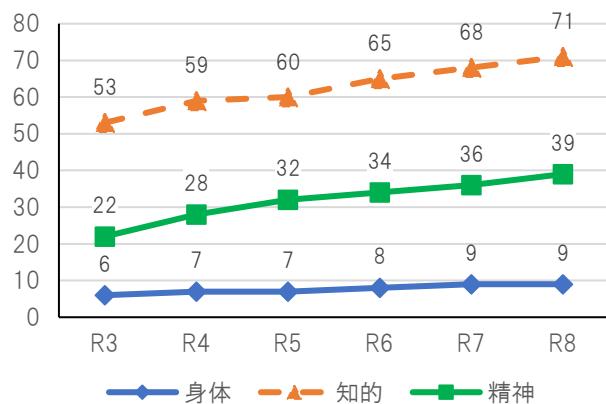
身体障がい者(65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくは、これに準ずるものを利用したことがある人に限る)、知的障がい者及び精神障がい者を対象とします。

■実績と見込み

対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均 実利用者 (人／月)	身体	6	7	7	8	9
	知的	53	59	60	65	68
	精神	22	28	32	34	36
	合計	81	94	99	107	113
	うち強度 行動障が い ^{※3} があ る者	—	—	16	16	17
市内の事業所数(箇所)	7	9	10	11	11	12

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

共同生活援助は、障がいのある人の18~64歳の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。

(3)施設入所支援

■サービスの内容

入所している施設で、夜間や休日に、食事や入浴などの手伝いをします。

■サービス利用対象者

以下に該当する人を対象とします。

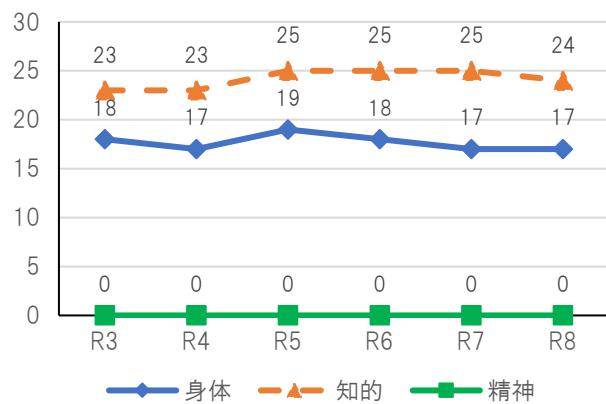
- ①生活介護利用者であって、障がい支援区分4(50歳以上の人)の場合は、区分3)以上である人
- ②自立訓練又は就労移行支援の利用者で、地域の社会資源の状況等により、通所によって訓練等を受けることが困難である人

■実績と見込み

	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均 実利用者 (人/月)	身体	18	17	19	18	17	17
	知的	23	23	25	25	25	24
	精神	0	0	0	0	0	0
	合計	41	40	44	43	42	41
市内の事業所数(箇所)		0	0	0	0	0	0

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

施設入所支援は、地域での生活を希望する人の地域移行を進めることから、利用者が減少することを見込んでいます。

4.相談支援

(1)計画相談支援

■サービスの内容

障がい福祉サービス、地域移行支援、地域定着支援を利用する人に、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、見直しを行います。

■サービス利用対象者

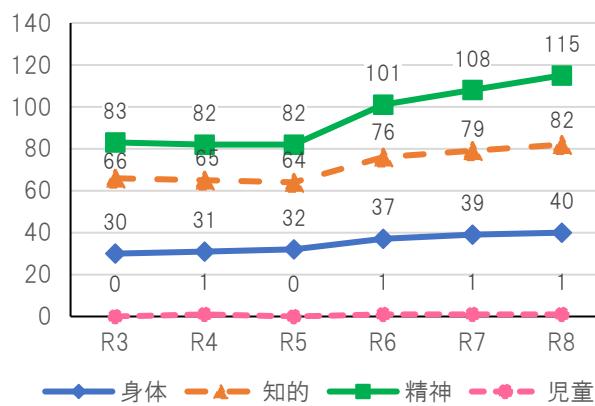
障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての人を対象とします。

■実績と見込み

	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均 実利用者 (人／月)	身体	30	31	32	37	39	40
	知的	66	65	64	76	79	82
	精神	83	82	82	101	108	115
	児童	0	1	0	1	1	1
	合計	179	179	178	215	227	238
市内の事業所数(箇所)		16	14	11	13	14	15

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

相談支援は、身体、知的、精神障がいのある人の 18~64 歳の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。

児童については、令和4年において利用実績が1人あったことから、1人の利用のみ推計しています。

(2)地域移行支援

■サービスの内容

施設で暮らしている人や入院をしている人が地域での暮らしを始めるとき、相談や住むところの確保などの支援をします。

■サービス利用対象者

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象とします。

■実績と見込み

	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均 実利用者 (人／月)	身体	0	0	0	1	1	1
	知的	0	0	0	1	1	1
	精神	0	0	0	1	1	1
	合計	0	0	0	3	3	3
市内の事業所数(箇所)		3	2	1	2	2	2

■見込み量算出の基本的な考え方

地域移行支援は、現在、本市内での利用はありませんが、地域移行を進めることと、アンケートでの利用希望があったことから、身体、知的、精神障がいのある人がそれぞれ1人以上利用することを見込んでいます。

(3)地域定着支援

■サービスの内容

ひとり暮らしの人や、同居家族による支援を受けられない人といつても連絡をとれるようにして、緊急時の連絡・相談などの支援を行います。

■サービス利用対象者

居宅において単身で生活する人や同居している家族等による支援を受けられない人を対象とします。

■実績と見込み

	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均 実利用者 (人／月)	身体	0	0	0	1	1	1
	知的	0	0	0	1	1	1
	精神	0	0	0	1	1	1
	合計	0	0	0	3	3	3
市内の事業所数(箇所)		3	2	1	2	2	2

■見込み量算出の基本的な考え方

地域定着支援は、現在、本市内での利用はありませんが、地域移行を進めることと、アンケートでの利用希望があったことから、身体、知的、精神障がいのある人がそれぞれ1人以上利用することを見込んでいます。

第6章 障がい児に関するサービス

1. 障がい児に関するサービス

(1) 児童発達支援

■サービスの内容

日常生活で体をうまく動かすための指導、知識技能の習得、集団生活に馴染むための訓練を行います。

■サービス利用対象者

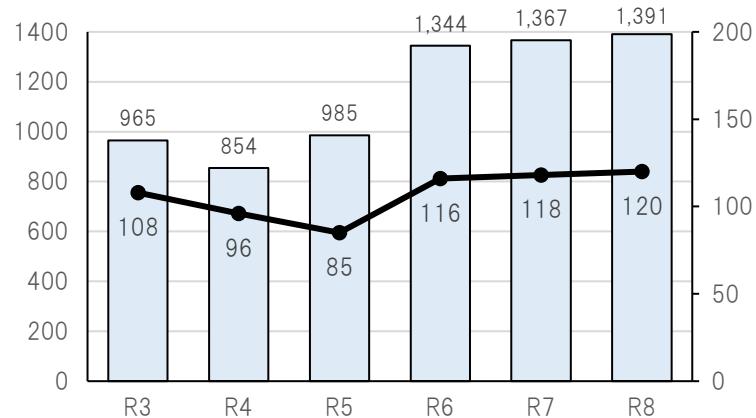
療育の必要があると認められる未就学児を対象とします。

■実績と見込み

	第2期計画期間(実績)			第3期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均延利用者(人日／月)	965	854	985	1,344	1,367	1,391
平均実利用者(人／月)	108	96	85	116	118	120
市内の事業所数(箇所)	16	21	21	22	22	22

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【延利用者数と実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

児童発達支援は、18歳未満の障がいのある児童の推計人口と、令和3～5年度におけるサービスの利用実績に基づく手帳所持者のサービス利用割合から、令和6～8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。

実利用者数は年々減少している傾向にありますが、アンケートにおける利用ニーズが高いことや、18歳未満の障がいのある児童が増加傾向であることから、今後の利用者が増加することを見込んでいます。

(2)放課後等ディサービス

■サービスの内容

学校に通う障がい児に、放課後や夏休みなどの長期休暇中、自分の身の回りのことができるようになるための訓練などを提供します。

■サービス利用対象者

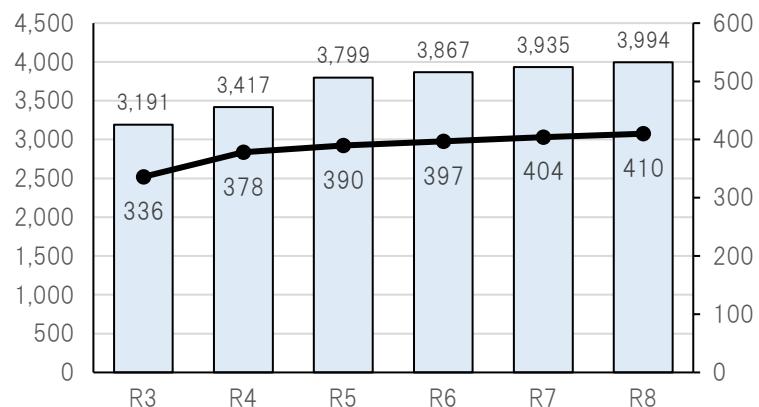
授業終了後や休日等に療育が必要であると認められる就学児を対象とします。

■実績と見込み

	第2期計画期間(実績)			第3期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均延利用者 (人日／月)	3,191	3,417	3,799	3,867	3,935	3,994
平均実利用者 (人／月)	336	378	390	397	404	410
市内の事業所数(箇所)	19	23	21	21	22	22

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【延利用者数と実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

放課後等ディサービスは、18歳未満の障がいのある児童の推計人口と、令和3～5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6～8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。

(3)保育所等訪問支援

■サービスの内容

障がい児が集団生活をしている施設を訪問し、その施設での障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

■サービス利用対象者

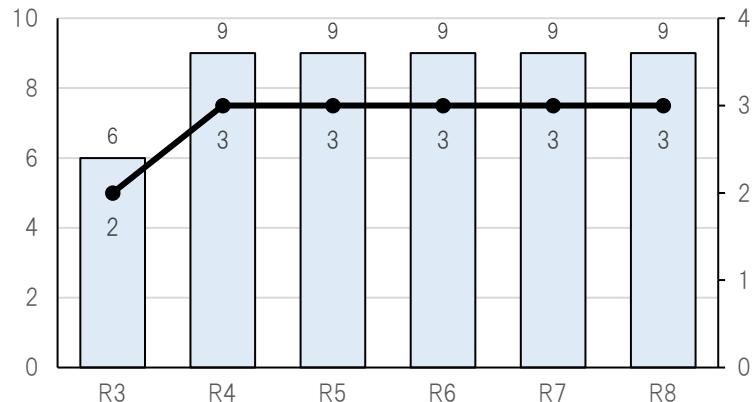
保育所やその他の集団生活を営む施設等に通う児童で、その施設を訪問し、専門的な支援を受ける必要があると認められる障がい児を対象としています。

■実績と見込み

	第2期計画期間(実績)			第3期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均延利用者 (回／月)	6	9	9	9	9	9
平均実利用者 (人／月)	2	3	3	3	3	3
市内の事業所数(箇所)	1	1	1	1	1	1

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【延利用者数と実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

保育所等訪問支援は、18歳未満の障がいのある児童の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。

(4)居宅訪問型児童発達支援

■サービスの内容

重症心身障がい児などの外出が困難な障がい児に対して自宅で発達支援ができるように訪問を行います。

■サービス利用対象者

A又はBかつCを対象とします。

- A:重度の障がいの状態(法定事項)
- B:a)人工呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合=医療的ケア児※1
- b)重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合
- C:児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児(法定事項)

■実績と見込み

	第2期計画期間(実績)			第3期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均延利用者(回／月)	0	0	0	0	0	0
平均実利用者(人／月)	0	0	0	0	0	0
市内の事業所数(箇所)	0	0	0	0	0	0

■見込み量算出の基本的な考え方

居宅訪問型児童発達支援は、現在、本市内の利用ではなく、利用を希望する人と調整の上、対応を検討します。

(5)障がい児相談支援

■サービスの内容

障がい児通所支援を利用する人に、障がい児支援利用計画(利用のためのプラン)などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、見直しを行います。

■サービス利用対象者

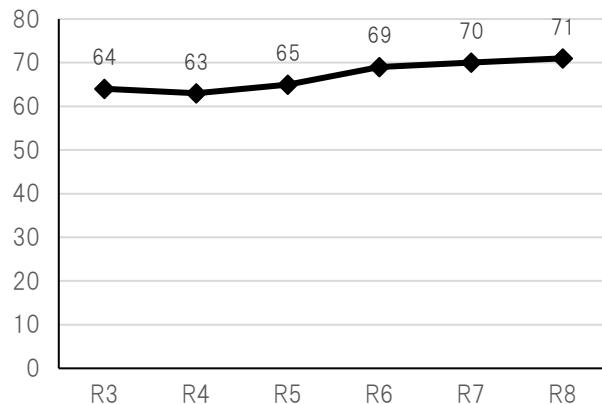
障がい児通所支援を利用するすべての障がい児を対象とします。

■実績と見込み

	第2期計画期間(実績)			第3期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均実利用者(人／月)	64	63	65	69	70	71
市内の事業所数(箇所)	13	11	8	9	10	11

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

【実利用者数の推移】



■見込み量算出の基本的な考え方

障がい児相談支援、18歳未満の障がいのある児童の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。

(6)発達障がい等に対する支援

発達障がい^{※12}のある人・児童について、特性の把握と適切な対応や工夫を家族や周りの人がとることができる環境に向けて、ペアレントトレーニング^{※16}やペアレントプログラム^{※17}の受講者数、実施者数を目標として定めます。

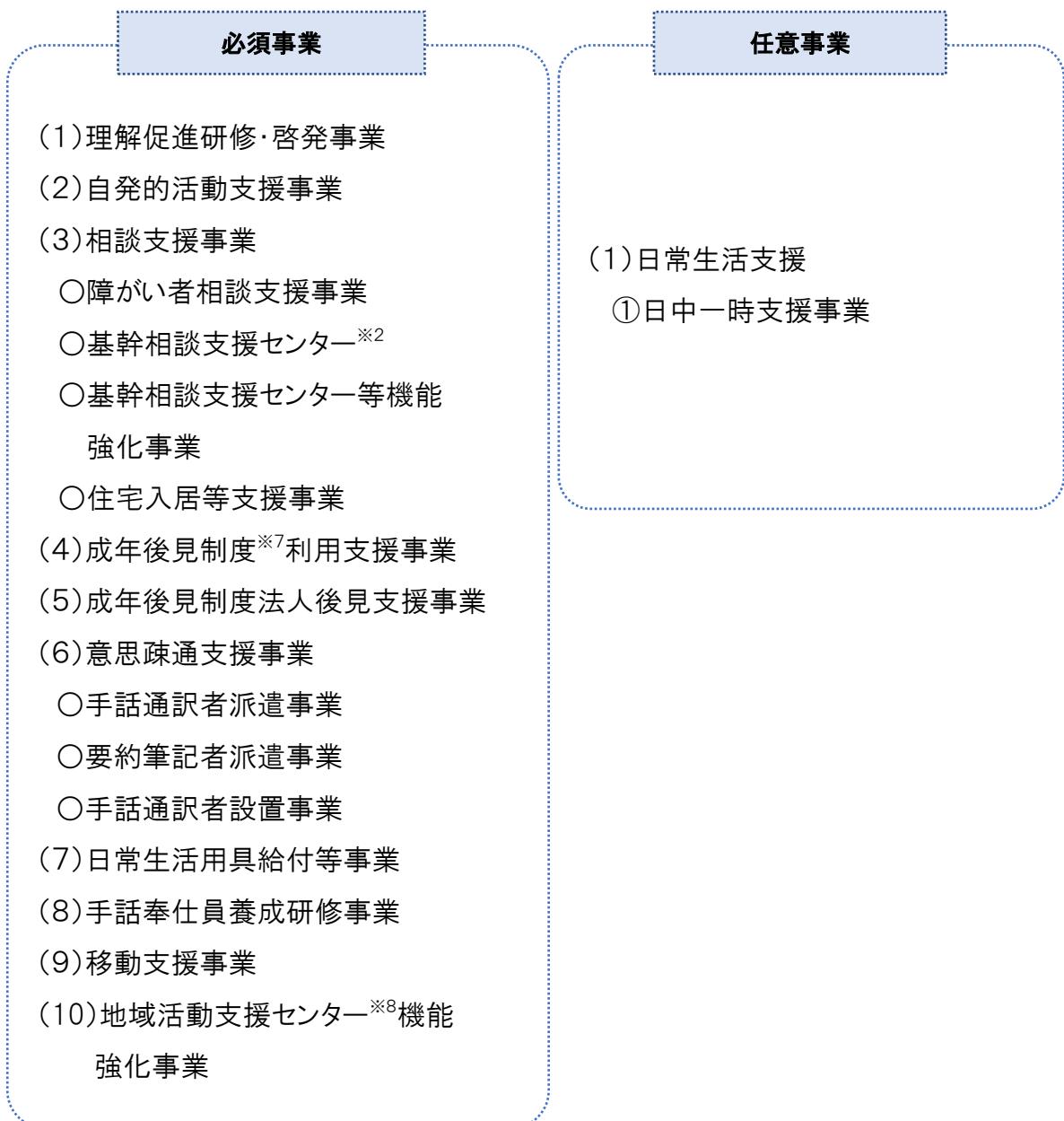
■実績と見込み

	第2期計画期間(実績)			第3期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数(保護者)(人／年)	14	13	10	16	16	16
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施者数(支援者)(人／年)	—	—	—	3	3	3
ピアサポート ^{※15} 活動への年間参加人数(人／年)	0	0	0	0	0	0

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

第7章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となり、地域の実情や利用者の状況等に応じて実施する事業です。生活上の相談、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として実施することとされています。一方で、市町村及び都道府県の判断により、障がい者の自立した生活に必要な「任意事業」を実施できるようになっています。



1.地域生活支援事業

(1)理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等への理解を深められるよう、多様性を認め合うための研修を実施し、様々な機会を設けて啓発に努めます。

第7期計画期間においても、社会的障壁をなくすべく、広く市民へ、障がいや障がいのある人への理解を深め、正しい知識を得るための研修会、啓発活動を実施するとともに、障がいのある人とない人が交流できる機会を提供します。

■実績と見込み

	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

(2)自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に活動が行えるよう支援する事業であり、現在利用の実績はありませんが、必要に応じて、今後希望する人や団体等が地域において活動を行う際に支援を行います。

■実績と見込み

	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無	無	無	無

(3)相談支援事業

①障がい者相談支援事業

情報提供や相談等を含め、福祉サービスの利用援助や、相談支援を行います。

②基幹相談支援センター^{※2}

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び障がい者児の権利擁護に関する支援を実施し、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の支援を行います。

③基幹相談支援センター等機能強化事業

本市障がい福祉課に専門的職員を配置することにより、基幹相談支援センター等機能強化事業として専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応及び、地域自立支援協議会^{※10}を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行います。

④住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

一般住宅への入居困難な障がいのある人への入居支援は、実績から無して見込みましたが、相談支援と一体的に、地域移行支援や地域定着支援の強化を図ります。

■実績と見込み

事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無	無	無	無	無	無

(4)成年後見制度利用支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方の財産管理や施設入所契約等の法律行為を本人に代わって成年後見人等が行い、本人を保護、支援する制度です。

特に知的障がいや精神障がいのある人が現在増加傾向であり、成年後見制度^{※7}の必要な人が今後増えていくことが見込まれていることから、対象者やニーズを把握するなど、関係機関等と連携し、利用促進を図ります。

■実績と見込み

単位	第6期計画期間(実績)	第7期計画期間(計画)					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	人／年	0	2	2	4	4	4

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度において、後見、保佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。

すでに社会福祉協議会で実施している実績を鑑み、当事業では無して見込んでいます。

■実績と見込み

	第6期計画期間(実績)	第7期計画期間(計画)					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無		無	無	無	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

■事業の内容

あらゆる行政サービスの場でサービスを提供していく必要があるため、手話体験講座や手話奉仕員養成研修等の開催により、担い手の確保及びその質的向上に努めます。

関係団体の協力を得て、大阪府とも連携しながら、サービスの利用を促進します。

手話通訳者派遣事業については、今後も令和4年度と同程度の利用ニーズがあることを見込み、障がい者数の推計人口に基づいて利用件数及び時間を算出しています。

要約筆記者派遣事業はこれまで利用実績がありませんが、利用を希望する人に対応できるように、1件以上の利用を見込んでいます。

また、手話通訳者設置事業については、泉大津市手話言語条例の施行により、今後も広く市民が手話を使用しやすい環境づくりに努めます。また令和5年度に遠隔手話通訳サービスを設置しており、今後も継続して実施します。

■実績と見込み

手話通訳者派遣事業	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点*)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件／年	18	63	56	73	76	80
	時間／年	92	163	218	284	296	311
要約筆記者派遣事業	件／年	0	0	0	1	1	1
	時間／年	0	0	0	4	4	4
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	1	1	1

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

※令和5年度に遠隔手話通訳サービスを設置した

(7)日常生活用具給付等事業

■事業の内容

施設入所者の地域移行も踏まえ、在宅での生活を継続させるために、個々の障がいに応じた用具の給付等により、障がい者の日常生活の支援を行います。

各用具の利用見込み量については、身体障がいのある人の推計人口と、令和3~5年度の利用実績に基づく利用率から件数を見込んでいます。

具体的な種目	種目の内容
介護・訓練支援用具	障がい者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がい者の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計等の障がい者の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がい者の排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具	手すりの取付け、床段差の解消等の障がい者の移動等を円滑にするための 小規模な住宅改修に伴う費用

■実績と見込み

種目	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	7	13	13	14	15
自立生活支援用具	件/年	10	16	22	23	24	25
在宅療養等支援用具	件/年	12	13	12	12	13	13
情報・意思疎通支援用具	件/年	17	23	20	21	22	22
排泄管理支援用具	件/年	1,405	1,479	1,220	1,266	1,316	1,366
居宅生活動作補助用具	件/年	0	0	1	1	1	1

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

(8)手話奉仕員養成研修事業

■事業の内容

聴覚障がい者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した奉仕員の養成・研修を行います。

泉大津市手話言語条例に基づき、より多くの人が養成・研修に参加するように働きかけて、修了者が増加することを見込んでいます。

■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点※)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実修了者	人	5	12	13	14	15	15

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

(9)移動支援事業

■事業の内容

様々な障がい特性を理解したヘルパーなどを育成するために、研修制度の活用を促し、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。

障がい者等が支援提供者を選択できるように、多様な事業者からの参入を促すとともに、利用対象範囲などについて周知し、サービスの利用促進を図ります。

今後の利用の見込みについては、身体、知的、精神障がいのある人(18~64歳)と18歳未満の障がいのある児童の推計人口と、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づくサービス利用割合から、令和6~8年度におけるサービスの実利用者数を算出しました。また、令和3~5年度におけるサービスの利用実績に基づく一人当たりのサービス利用量により、延利用時間を算出しています。

■実績と見込み

	対象	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点※)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用時間 (時間／年)	身体	4,104	4,178	3,939	4,431	4,596	4,760
	知的	12,199	13,378	13,011	13,613	14,216	14,818
	精神	5,142	7,401	7,303	7,837	8,372	8,906
	児童	287	614	1,201	1,201	1,201	1,287
	合計	21,732	25,571	25,454	27,082	28,385	29,771
実利用者 (人／月)	身体	20	22	24	27	28	29
	知的	83	90	108	113	118	123
	精神	26	37	41	44	47	50
	児童	4	7	14	14	14	15
	合計	133	156	187	198	207	217
市内の事業所数(箇所)		24	24	24	24	24	25

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

(10)地域活動支援センター機能強化事業

■事業の内容

障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図ります。

障がい者に日常生活等に必要な情報を提供し、社会適応できるよう、支援を行います。

地域活動支援センター^{※8}の利用見込み量については、障がいのある人の推計人口と、令和3～5年度の利用実績に基づく利用率から人数を見込んでいます。

■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
地域活動支援センター ^{※8}	箇所	2	2	2	2	2	2
実利用者	人／年	17	22	24	24	25	26

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

(11)日中一時支援事業

ニーズの拡大や多様化に対応できるよう、サービス提供事業者の参入促進に努めます。

サービス提供事業者の教育的な観点から、研修による質的向上を図るよう促していきます。

■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月時点 [※])	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	人／年	350	352	368	386	405	425

※令和5年8月時点の実績から推計した見込量

第8章 サービス確保の方策

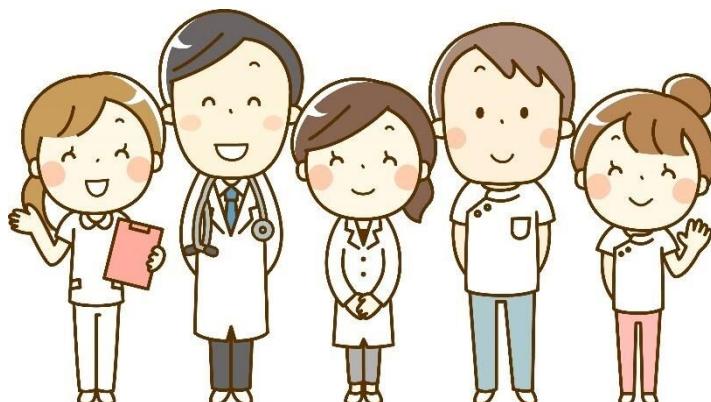
1. 利用者ニーズに対応した障がい福祉サービス等の提供

(1)自立支援給付(訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等)の充実

- ◆ 障がい種別に区別なく個々の障がい支援区分に応じた訪問系サービスを提供できる体制の充実を図ります。
- ◆ 障がい支援区分の適切な認定とともに、サービス支給量基準の明確化及びそれに伴う適切な国庫負担基準の見直し、並びにサービスの担い手の待遇改善の措置を講ずるよう、国に対して要望していきます。
- ◆ 事業者と連携して、様々な障がい特性や医療的ケアについて理解したヘルパーの確保など、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。
- ◆ 身近な地域でサービスが利用できるよう、事業者の参入を促すとともに、医療機関をはじめとした関係機関と連携し、緊急時の利用や医療的ケアに対応できるなどの様々なニーズに対応したサービスが提供できる体制の整備に努めます。
- ◆ 多様な事業者の参入や新たな体系のサービスへの移行を促進します。
- ◆ グループホーム^{※4}を新規開設する事業者等に、短期入所施設の併設整備について積極的に働きかけます。
- ◆ 利用者ニーズに対応できるよう、既存施設の増床や空き施設の利用、介護保険施設との相互利用など、事業者と連携し、地域の社会資源の有効活用を図ります。

(2)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備

- ◆ グループホームについて、障がい者が自ら生活の場を選択し、地域で生活を始めたり、入所施設や病院などから地域生活に移行するなど、障がいの程度にかかわらず、安心して暮らせるよう、福祉施設等の支援に係るニーズ把握に努めます。
- ◆ 地域生活支援拠点を運営するとともに、コーディネーターを配置し、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、市内の福祉サービス事業所、医療機関、教育機関、地域団体等の連携を図ります。
- ◆ グループホームが地域に開かれた場となるよう、地域との交流機会などを確保できる体制に努めます。



(3)福祉施設から一般就労への移行及び定着の推進

- ◆ 就労移行支援事業や就労定着支援事業等の利用促進、就労系事業所とハローワークや就業・生活支援センターとの連携強化を図るなど、関係機関と協力し、就労支援体制の充実に努めます。また、新たに創設される就労選択支援のサービス実施に向けて、連携、協議を進めます。
- ◆ 一般就労が困難な人に対しては、継続的な就労訓練を確保する観点から、企業などに対し労務発注の働きかけを促し、また随意契約が可能な公共事業については優先して発注するなど福祉的就労の支援に努めます。

(4)強度行動障がいや高次脳機能障がい者の支援体制の整備

- ◆ 強度行動障がい^{※3}を有する人は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり虐待につながる可能性が高いとされていますが、適切な支援により、状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により従事者を養成するとともに、強度行動障がいを有する人に対する適切な支援計画作成の推進に努めます。
- ◆ また、大阪府の「強度行動障がい地域連携モデル事業」を参考に、強度行動障がいを有する人を地域で支えるために必要な仕組みづくりについて検討を進めます。
- ◆ 大阪府の「高次脳機能障がい支援ハンドブック」を活用して、高次脳機能障がいに関する理解を広げるとともに、大阪府高次脳機能障がい相談支援センターによる、高次脳機能障がい支援コンサルテーション機能を活用して、市障がい福祉担当職員や高次脳機能障がい者を支援している支援者の支援力の向上に努めます。
- ◆ 高次脳機能障がい支援拠点などとの連携を図ります。

(5)依存症対策の推進

- ◆ アルコール健康障がい、薬物依存症、ギャンブル等依存症などに関する相談支援ができるよう、専門的な研修により従事者の養成に努めます。
- ◆ 市民に対して依存症に関する情報発信や理解促進を図ります。
- ◆ 和泉保健所や大阪府依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関等と連携を図ります。



2. 相談支援体制の充実及び地域生活移行・定着の促進

- ◆ 障がい者又は障がい児を対象とするサービス等利用計画の作成を円滑に進めるとともに、障がい者等や家族などからの相談に応じて、必要な情報や助言を提供できる、身近な相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ 市と相談支援事業者との相互の連携を一層密にし、相談支援事業者をはじめサービス提供事業者、医療機関、就労支援機構、障がい者団体等と構成する「地域自立支援協議会^{※10}」の適切な運営に努め、地域関係機関とのネットワークの充実を図ります。
- ◆ 相談支援事業所の従業者に対して相談に係るアセスメント・モニタリングなど、相談支援の質の向上、技量向上のため、講座・講習などの受講を勧奨し、利用者のニーズを踏まえたサービス等利用計画の作成を推進し、相談支援事業所の充実を図ります。
- ◆ 基幹相談支援センター^{※2}を中心に、利用者や地域の障がい福祉サービス、相談支援等の基盤整備の把握に努め、センターにおける主任相談支援専門員の計画的な確保を図るとともに、地域における相談支援体制の検証、評価などを行い、総合的な相談支援体制の構築に努めます。
- ◆ 施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の地域移行支援に係るサービスの提供確保を図ります。また、地域定着や継続のために、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。
- ◆ 発達障がい^{※12}者等の相談支援では、発達障がい者やその家族等に対する相談支援体制の整備や、発達障がい者支援センター等との連携を図ります。
- ◆ 障がい者等に対する虐待や差別の防止のため、サービス提供事業者や相談支援事業者などの関係機関と連携を図り、成年後見制度^{※7}利用促進等権利擁護に取り組みます。
- ◆ 地域自立支援協議会^{※10}において、圏域内での個別事例についての検討を行い、それを通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備を進めます。

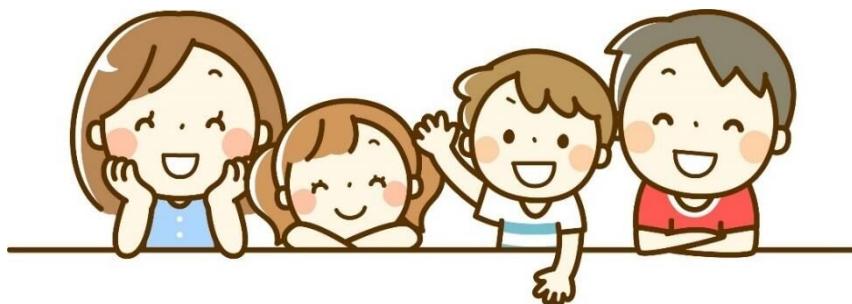


3. 障がい児支援サービスの提供体制の確保

- ◆ 発達課題（障がい）の気づきから在宅、入園、就園、就学など、所属や年齢にかかわりなく、ライフステージに沿った切れ目ない一貫した発達等の相談支援と保護者支援を、保健・福祉・医療・教育等の関係機関職種が連携し、継続して実施するため、わたしノート^{※20}（サポートブック）の活用や、障がい児の個々のニーズに合ったサービスの利用を促します。
- ◆ 児童発達支援センターが、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援、地域の障がい児通所支援事業所への専門的な助言・指導を行うとともに、障がい児の発達支援の入口となる相談窓口としての役割を果たすことができるよう、支援体制の整備とその周知を図ります。
- ◆ また、児童発達支援センターが地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育・教育機関等に対して、障がい児や家族の支援に関する専門的支援や助言を行うとともに、保育所等訪問支援等を活用して、育ちの場で連携・協力して支援を行う体制の構築を目指します。
- ◆ 保育所等訪問支援の充実や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、そのニーズ等を示しながら、事業の参入及び拡充に努めます。
- ◆ 各事業者の支援体制・内容、課題等について情報共有を行い、より高いサービスを提供するための指導等を行っていきます。

4. 地域生活支援事業の実施

- ◆ 地域生活支援事業は、自立支援給付による各種の障がい福祉サービスなどとともに、障がいのある人が地域で安心して暮らせるための事業で、サービスの提供体制の確保や計画的な実施に努めています。



5. 障がいへの理解促進、啓発

- ◆ 大阪府差別解消ガイドラインにおける「不当な差別的取扱い」や「望ましい合理的配慮^{※5}」の具体的事例の情報提供など同ガイドラインを周知して、障がいを理由とする差別の解消に向けた理解や取組が広がるよう、障がい者差別解消法の意義や趣旨の浸透を推進し、相談支援体制の整備を図ります。
- ◆ 障がいの種別に区別なく、バリアフリー化^{※14}の推進や、十分な情報、コミュニケーションの確保等を通じて、個々の能力を活かした暮らしができるよう、ユニバーサルデザイン^{※18}の推進を図ります。
- ◆ 大阪府発行の「障がい理解ハンドブック」等の啓発冊子の活用や、人権講座、人権研修などを通じた、障がいへの理解促進と啓発、「障がい者週間」における啓発活動など、障がいへの理解の促進に取り組みます。
- ◆ 障がいのある人への虐待の早期把握及び対応など、市民及び支援を提供する事業所などに周知、啓発を図り、虐待の予防、対応への体制づくりに努めます。

(1) 障がい者雇用促進に向けた啓発活動

- ◆ 障がい者の雇用拡大や職域拡大及び雇用促進等につながるよう、企業実習の機会の拡大を企業に働きかけていくとともに、企業に対して一定の障がい者を雇用することを義務づける障がい者雇用率制度や、障がい者を雇用するために必要な施設設備費等に助成する障がい者雇用納付金制度について、ハローワークなど関係機関とともに広報に努めるなど啓発活動を進めていきます。



(2)障がい者雇用を促進するための体制の整備

- ◆ 大阪府では「大阪府障がい者差別解消条例」を改正し、令和3年4月1日に施行することにより、事業者による合理的配慮^{※5}の提供を義務化しています（国の差別解消法改正による事業者の合理的配慮の提供の義務化は令和6年4月1日から）。引き続き、企業、事業所や市民に対する合理的配慮に関する周知を図るとともに、企業・事業所や障がいのある人からの差別等に関する困りごとについて相談を受け付けるとともに、問題解決や働きやすい環境づくりに努めます。
- ◆ 働く意欲を持ち、訓練や支援により一般就労が可能な人に対しては、障がい者雇用促進法に基づき職業訓練や職業紹介や職場適応援助者等の職業リハビリテーション^{※19}を実施するなど、それぞれの障がい特性に応じたきめ細やかな支援がされるよう、ハローワーク、地域障がい者就業センター、障がい者就業・生活支援センター^{※6}等の連携強化に努めます。

(3)障がい者就労支援施設等からの物品等の調達の推進

- ◆ 地域における障がい者の自立した生活の実現に向け、経済的基盤を確立するための取組として、障がい者就労支援施設等における障がい者の工賃の向上への推進を図る必要があるため、障がい者就労支援施設等に対して他自治体の取組内容について情報提供するなど、魅力ある授産製品の開発を促します。
- ◆ 施設等が提供可能な役務や物品等に関する情報を、本市ホームページに掲載すること等により、障がい者就労支援施設等の受注の機会の拡大を図り、障がい者就労支援施設等からの物品等の調達を推進していきます。



(4)虐待の予防、早期把握、対応への体制づくり

- ◆ 障がい者虐待への理解促進や成年後見制度^{※7}の利用促進のため、市民や事業所等に対して、研修を実施するなど取り組んでいきます。
- ◆ 夜間、休日などの連絡体制の整備を図ります。
- ◆ 虐待が疑われた場合は、障がいのある人の安全確認や事実確認から終結に至るまで、適切な対応を行います。
- ◆ 児童虐待に関しては、虐待防止ネットワークと連携し、支援に努めます。
- ◆ 死亡事案等重篤事案があった場合、事後検証や事前相談の有無等、可能な限り事実確認等を行い、その虐待の状況や傾向など分析し、虐待の早期把握や対応、再発防止体制の構築に努めます。
- ◆ 相談支援事業所に対しては、虐待の早期把握と市との連携について周知の徹底を図っていきます。

6. 障がい福祉サービス等の質の向上

- ◆ 障がい福祉サービス等の事業者には「サービス管理責任者」を、また、訪問介護事業者には「サービス提供責任者」を、指定相談支援事業者については「相談支援専門員」を配置することとされており、サービスの量的確保、質的向上を図っていきます。
- ◆ 大阪府が取り組む障がい福祉サービスの担い手である従事者等への研修などを通じて、人材確保と育成等を支援します。
- ◆ サービス提供にあたり、事業者等における、利用者への安全確保や感染症対策等への取組を進めていくとともに、障がいのある人が安心してサービスを利用できるよう、権利擁護の視点を含めた研修等や職場環境の改善の徹底に取り組んでいきます。



第9章 計画の推進体制

1. わかりやすい情報提供と障がい福祉制度の普及・啓発

サービスを必要とする人が十分に障がい福祉サービスを利用できるよう、わかりやすい情報提供と障がい福祉制度の普及・啓発を推進します。

2. 連携・協力体制の確保と地域ネットワークの強化

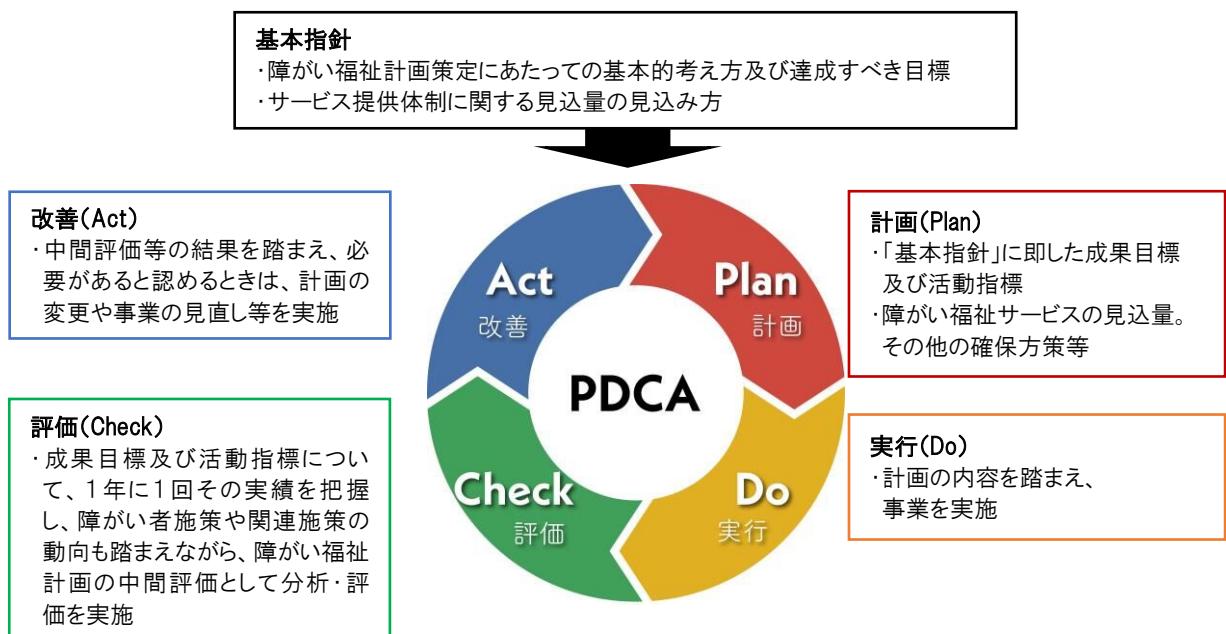
計画推進にあたっては、府、国との連携のもと、地域の市民、ボランティア、サービス提供事業者、企業、医療、教育、社会福祉協議会等とのネットワークの形成を図り、地域社会において利用者がいきいきとした生活や活動を行うことができるよう努めています。

3. 計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、必要に応じて関係機関との協議により、「計画(Plan)-実施・実行(Do)-点検・評価(Check)-処置・改善(Action)」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検を行います。

障がい福祉計画の目標や障がい福祉サービスの見込量を達成するため、毎年度、計画の達成状況の点検と評価を行います。地域における障がい者等を支えるネットワーク「地域自立支援協議会※10」において評価を受けるものとします。

この点検・評価をもとに、計画推進のための新たな施策を検討していきます。



4. 進捗状況の公表

計画期間(令和6年度から令和8年度)における計画の進捗状況を把握したうえで評価を行い、その内容を公表する体制づくり等に取り組みます。

資料編

1. 泉大津市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定される障がい福祉計画並びに障がい児童通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保等に関する計画として児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定される障がい児福祉計画を策定するため、泉大津市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、障がい福祉サービスを利用する障がい者、障がい福祉サービス提供事業者、社会福祉に関する活動を行う団体等から推薦された者、学識経験を有する者等をもって組織する。

2 委員は、9名以内とする。

3 委員の任期は、計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、審議の状況等から、やむを得ず非公開とする必要が生じた場合は、委員会に諮り、会議の途中においても当該会議を非公開にすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員会に出席した者その他関係者は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保険福祉部障がい福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

2. 泉大津市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

敬称略

役職	氏名	所属機関及び役職名等
委員長	小田 浩伸	大阪大谷大学教育学部長
副委員長	川西 真由美	泉大津市ふれあいキャンペーン実行委員会委員長
委員	橘 艶子	泉大津市身体障害者福祉会会长
委員	寺本 百代	泉大津手をつなぐ親の会会长
委員	竹内 滋子	泉大津市・忠岡町精神障害者家族会ひまわり家族会
委員	森口 孝彦	泉大津市社会福祉協議会事務局長
委員	濱田 寛	泉大津市民生委員児童委員協議会障がい者福祉部会
委員	貝澄 典子	公募市民
委員	平 由貴美	公募市民

3. 泉大津市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定の経緯

年月日	事項	内容
令和5年8月2日(水)	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 正副委員長の選出について ● 泉大津市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の方向性について ● 策定スケジュールについて ● その他
令和5年10月23日(月)	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 泉大津市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の素案について ● パブリックコメント^{※13}の実施について ● その他
令和5年12月27日(水) ～令和6年1月22日(月)	パブリック コメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 2人から計3件の意見
令和6年2月8日(木)	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの結果について ● 泉大津市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について ● その他

4. 用語解説

あ行

◆医療的ケア児

No. 1

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

か行

◆基幹相談支援センター

No. 2

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、福祉に関する相談・支援の中核的役割を担う機関。

◆強度行動障がい

No. 3

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

◆グループホーム

No. 4

地域において共同生活を営む障がい者に対して主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護など日常生活上の支援を行うサービス。（家賃等の負担は必要）

◆合理的配慮

No. 5

障がいのある人が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

さ行

◆障がい者就業・生活支援センター

No. 6

障がい者が、身近な地域の中で安心して職業生活を送れるよう関係機関（雇用・福祉・保健・教育など）と協力して、雇用の促進及び職業の安定を図るために、就業及び社会生活上の支援を総合的に行う機関。

◆成年後見制度

No. 7

障がいや認知症などにより判断能力が不十分な人について、その能力を補充するために代理人等を定め、契約などの法律行為を補う制度。本人があらかじめ契約をして後見人になるべき人とその職務内容を定めておく任意後見と、家庭裁判所が後見人等を選任する法定後見がある。

た行

◆地域活動支援センター

No. 8

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つに位置付けられている、障がい者等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を提供する事業所等。

◆地域共生社会

No. 9

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障がいのある人・児童、生活困窮者などを含むすべての地域住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会のこと。

◆地域自立支援協議会

No. 10

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を進めていく協議を行うための場。

◆地域包括ケアシステム

No. 11

誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された社会のシステムのこと。

は行

◆発達障がい

No. 12

発達障がい者支援法における発達障がいの定義は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの」である。

◆パブリックコメント

No. 13

施策に関する基本的な計画などを策定する場合に、案の段階で公表して、市民等から意見をいただき、提出された意見を考慮した上で、最終的な意思決定を行う手続きのこと。

◆バリアフリー化

No. 14

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くこと。また、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことをさす。

◆ピアサポート

No. 15

障がい当事者が同じ障がいのある人に寄り添い、支えることをいう。

◆ペアレントトレーニング

No. 16

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムのこと。

◆ペアレントプログラム

No. 17

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の認知を肯定的に修正することに焦点を当てたプログラムのこと。

や行

◆ユニバーサルデザイン

No. 18

障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、すべての人々に利用しやすいように、製品、情報、環境、都市をデザインする考え方。

ら行

◆リハビリテーション

No. 19

心身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。他に、「権利の回復・復権」「犯罪者の社会復帰」などの意味合いも含んでいる。

わ行

◆「わたしノート」

No. 20

乳幼児期から成人期までの「わたし」の成長の記録と、支援内容の情報・記録をもとに、一貫・継続した発達支援がうけられることをめざして作られたもの。

第7期泉大津市障がい福祉計画・第3期泉大津市障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

■編集・発行／泉大津市 保健福祉部 障がい福祉課

〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号

電話番号 0725-33-1131 ファックス番号 0725-33-7780

